

2022年度(2023年度実施) 『看護系大学に関する実態調査』

■自由記載一覧

1. 看護系大学・大学院の卒業生・修了生の就職・進学状況 <調査票項目No. 6>
 - 1) 表6. 卒業生・修了生の就職・進学状況 (Q16)
2. 教員の研究活動および社会貢献について <調査票項目No. 7>
 - 1) 表7-1. 研究費の取得状況 (Q17)
3. 教員および学生の評価について <調査票項目No. 9>
 - 1) 表9-4. GPA制度の活用について (Q20-D)
4. 看護関連の研修事業と附属施設について <調査票項目No. 10>
 - 1) 表10-1. 看護関連の研修事業の有無 (Q21)
 - 2) 表10-4. 附属施設の財政基盤について (Q22-C)
 - 3) 表10-5. 附属施設の活動内容について (Q22-D)
5. 国際交流の状況について <調査票項目No. 11>
 - 1) 表11-8. 海外からの学生・教員の受け入れ、海外への学生・教員の派遣における大学独自の経済的支援の有無 (Q23-H)
6. ハラスメント、コンプライアンスに関する取り組みについて <調査票項目No. 12>
 - 1) 表12-3. 発生したハラスメント事例について (Q24-C)
7. 学修支援などについて <調査票項目No. 13>
 - 1) 表13-3. 大学入学前教育の対象者 (Q25-C)
 - 2) 表13-4. 大学入学前教育の学習形態 (Q25-D)
 - 3) 表13-6. 大学入学前教育の費用負担 (Q25-F)
8. 大学と実習施設等の教育連携について <調査票項目No. 14>
 - 1) 表14-1. 実習施設の研修等における組織としての支援状況 (Q26-B)
 - 2) 表14-2. 実習施設等と大学間における人事交流の制度や取り組み (Q26-D)
 - 3) 表14-3. 実習施設との共同研究や合同研修等の制度や取り組み (Q26-F)
 - 4) 表14-4. 実習施設の看護部等に対する臨床教授制度の導入状況 (Q26-H)
 - 5) 表14-5. 臨地実習における課題や問題の有無 (Q26-I)
 - 6) 表14-6. 臨地実習における課題や問題の内容について (Q26-I)
9. 保健師、助産師および養護教諭の教育課程について <調査票項目No. 15>
 - 1) 表15-4. 保健師課程の実習における課題や問題の内容について (Q27-C)
 - 2) 表15-8. 助産師課程の実習における課題や問題の内容について (Q27-F)
 - 3) 表15-12. 養護教諭一種教育課程の実習における課題や問題の内容について (Q27-I)
10. 大学、大学院の教育運営経費等について <調査票項目No. 16>
 - 1) 表16-6. 看護系の学部・学科、大学院の学内研究費 (Q30)
11. 看護師養成のための実習経費等について <調査票項目No. 17>
 - 1) 表17-6. 看護学実習における学生への補助の有無 (Q31-C)
 - 2) 表17-11. 在宅看護学実習における学生への補助の有無 (Q31-F)
12. 保健師養成のための実習経費等について <調査票項目No. 18>
 - 1) 表18-6. 保健師養成実習における学生への補助の有無 (Q32-C)
13. 助産師養成のための実習経費等について <調査票項目No. 19>
 - 1) 表19-6. 助産師養成実習における学生への補助の有無 (Q33-C)
14. 養護教諭一種養成のための実習経費等について <調査票項目No. 20>
 - 1) 表20-6. 養護教諭一種養成実習における学生への補助の有無 (Q34-C)
15. 本調査に関するご意見、ご要望について (Q36) <調査票項目No. 22>

Q26. 2022年度における貴大学の実習施設等との教育連携についてお伺いします。
F. よろしければ制度・取り組みの内容等について、具体的にご記入ください。

159	看護過程の勉強会
160	研究センターセミナー
161	看護実践開発研究センターでの研修の紹介(割引き制度あり)
162	臨地実習連携会議、研究指導
163	合同協議会の実施。研究指導(支援)など。
164	年一回、実習指導者連絡会、研修会の実施

Q26. 2021年度における貴大学の実習施設等との教育連携についてお伺いします。
H. よろしければ制度の内容等について、具体的にご記入ください。

1	大学病院の看護部長、副看護部長の中で、看護学専攻及び大学院保健学専攻看護学領域の授業を担当していただく場合を想定し、制度化している。
2	実習施設の指導者の協力を得て、臨床教育の指導体制及び教育内容の充実を図ることを目的とし、併せて、この実効を高めるため、臨床指導教授、臨床指導准教授又は臨床指導講師の称号付与をする制度を導入している。また、実習指導者や演習の指導、講義科目の講師について、大学病院の看護職には学内特別講師としている。
3	臨床教授等として選考できる者は、医療機関等における看護師、保健師、助産師としての豊富な臨床経験を有し、優れた臨床能力及び教育能力を有するものとし、次のとおりとする。 (1) 臨床教授は、次のいずれかに該当する者とする。 ①20年以上の臨床経験を有する者 ②修士の学位を有し、3年以上の臨床准教授の実績を有する者 ③5年以上の臨床准教授の実績を有する者 (2) 臨床准教授は、次のいずれかに該当する者とする。 ①10年以上の臨床経験を有する者 ②修士の学位を有し、3年以上の臨床講師の実績を有する者 ③5年以上の臨床講師の実績を有する者 (3)臨床講師は、3年以上の臨床経験を有する者 臨床教授等は、所属する実習等協力機関等及び看護学科において、臨地実習指導等必要な職務を行うものとする。
4	外部の実習施設長に臨床教授を依頼している。
5	医学部内に「看護学科臨床教授等選考委員会」を置き、称号付与の規定に基づき選考を行い、医学部教授会に推薦。審議の結果、医学部長・医学系研究科長が任命する。
6	臨床教授(臨床准教授・講師)の制度がある。
7	本学の規程に基づき、推薦・審査・審議を経て称号を付与しています。
8	臨床教育に協力する学内外の医療機関等の優れた医療人に対して称号を付与し、臨床教育の指導体制の充実を図っている。
9	臨床教育等において豊富な経験を有し、優れた教育能力を有する者に臨床教授等の称号を付与している。
10	【授業科目履修規則に定める臨床実習等の指導に協力する医療機関等】に所属する医療人に、選考の上、付与する。また、医療機関等における豊富な臨床経験を有し、優れた臨床能力及び教育能力を有するものとする。称号の種類は、臨床教授、臨床准教授、臨床講師とする。
11	看護部長に臨床教授、副看護部長に臨床准教授、看護部長に臨床講師の称号を付与している。
12	看護臨床教授(看護部長のみ)、看護臨床准教授(副看護部長相当)、看護臨床講師(師長相当)、看護臨床助教・助手。全て看護部からの推薦、教授会での承認
13	職位の実績によって臨床教授制度の称号を付与し、実習指導に積極的にかかわってもらっている
14	2022年度から臨床教授(臨床准教授、臨床講師)に変わるナースエドゥケーター制度について検討している。2024年度から実行の予定である。
15	実習施設の看護職を対象に、臨床看護教授、准教授、講師の候補者を選出し、大学側で評価及び認定している。臨地実習の際には、実習指導者は概ね称号付与された看護職に依頼しており、また称号付与者には大学の講義・演習等に協力してもらえるような体制を組んでいる。
16	毎年度に、臨床教育の指導に協力する学外の医療機関等の所属する医療人であって本学の非常勤講師として任用されたもの及び協力機関等の指導者に対し経験年数や資格等に応じて臨床教授等の称号を付与している。(職員と同様の年齢制限有。)
17	看護部長は臨地教授、副看護部長は臨地准教授、看護部長は臨地講師、副看護部長は臨地助教として委嘱している。
18	実習施設のうち、主に実習生を受け入れる部署において、勤務年数、研究活動等の基準を満たす看護師を、実習施設から推薦し、大学の臨床教授、臨床准教授、臨床講師として承認している。
19	実習協力機関等に所属する医療人であり、医師、看護師、歯科医師、保健師、助産師又は臨床検査技師の免許を有し、原則として75歳を超えない者、附属病院の看護部長及び教育を担当する副看護部長として在職している者、その他医学部長が必要と認めた者に称号を付与する。実習にご協力いただいている医療機関等の優れた医療人の方々に対し、臨床教授(以下「臨床教授等」)の称号を付与するもので、これにより臨床教育の一層の充実を図っている。全ての外部実習施設の管理者または指導者さんに、臨床教授等の称号付与を行っている。
20	●●大学病院以外の実習施設の実習指導者に対して、臨床教授等の称号を付与している。臨地経験、研究業績等に関する審査基準が設けられており、毎年度、臨床教授等の称号付与について審査・更新している。
21	規定を設けて実施している。
22	臨床教育に協力する医療機関等の優れた医療人に対する称号の付し、もって臨床教育の指導体制の充実を図ることを目的とし、臨床教授等の選考は、医療機関等の臨床現場における豊富な経験を有し、優れた臨床能力及び教育能力を有する者を、教授会の議に基づき学部長が行う。臨床教授等には、給与等は支給しない。
23	大学の臨床教授等称号付与規程に基づき、附属病院の看護職員を対象として臨床教授、臨床准教授、臨床講師の称号を付与している。
24	臨床教育の指導体制の充実を図ることを目的として、本学科が行う臨床・臨地実習等の臨床教育に関し、本学科が委嘱する学内外の保健医療機関等の優れた医療人に対して、称号を付与している。
25	実習施設より推薦された実習指導者に対し臨床教授等の称号を付与している。
26	選考基準を定め、委員会にて履歴書と業績を確認の上、各実習施設の看護部長に臨床教授、副看護部長に臨床准教授、師長及び指導担当者に臨床講師の称号を付与している。
27	臨床指導教授等が、本学と保健医療機関等との合意に基づいて作成された教育カリキュラムに従い、臨床実習指導等を行う。
28	臨床教授・准教授・講師の規程を作成し、任命している
29	医学部看護学科における学生の臨床実習を含む臨床教育に協力する本学科以外の優れた医療人に対する称号の付与等に関し必要な事項を定め、もって臨床教育の充実を図る制度である。
30	臨床教授：看護部長 臨床准教授：教育担当副看護部長
31	実習施設で学生の実習効果を高め、対象施設との連携を強化するために導入。
32	2022年度の臨床教授等(臨地教授、臨地准教授、臨地講師)の称号付与人数は68名である。臨床教授等には任命状授与及び教職員カード(図書館利用可)を配付している。
33	主たる実習施設(1施設) 看護部長を臨床教授として任命している。
34	主に大学院修士課程でのNPや助産師養成を行う実習先の指導者を任命
35	学士課程では臨床講師、大学院CNS実習等に臨床教授等の称号を付与している。 臨床教授等は経験年数、業績等で講師・准教授・教授を判断している。 本学看護学科生の臨地教育の充実及び実習効果を高めるために、協力機関と協議の上、臨地実習指導者を配置するものとし、その中から特に優れた専門職者に対して臨地実習教授または臨地実習准教授の称号を付与することができるものとする。
36	実習施設の適切な人材を適用している
37	臨床教授を任命し、授業・実習での講師を担っていただいている。
38	臨地実習に携わる看護師に(主に管理職)称号付与を行っている。
39	臨床教授から臨床助教まで基準を設定している。病院等の看護管理者から推薦された看護師を、基準に従い任命し、称号を付与している。

Q26. 2021年度における貴大学の実習施設等との教育連携についてお伺いします。
H. よろしければ制度の内容等について、具体的にご記入ください。

40	●●県の主要な病院の専門医や看護部局長を臨床教授として任命し、学内の講義や臨床の実習などでの学生の指導、育成に協力をいただいている。
41	臨床教授は臨床教育期間等の看護部長、副部長等の職にある者、臨床講師は同看護師長・実習指導者等の職にある者として、臨床教育機関等が推薦し、本学が選考し承認している。任期は1年で、臨床教授と教授の懇談会を開催するなど、指導体制の充実に努めている。
42	病棟指導者に対し、臨地実習講師を依頼した ●●県内の中核的な実習施設の看護部長を対象に臨地実習教授を依頼した
43	選考基準は、臨床経験年数により、①臨床教授(20年以上の臨床経験)、②臨床准教授(15年以上の臨床経験)、③臨床講師(10年以上の臨床経験)となる。臨床教授等の称号は、臨床実習施設に常勤し、実習教育に直接携わる看護師、保健師等であり、65歳以下である等の要件を満たして選考された者に付与する。なお、臨床教授等としての謝金は支給しない。
44	臨地教授制度を導入。学内教育と臨地教育との連携を強化し、より充実した臨地教育を実施するため、臨地実習を行う病院又は施設等の臨地・臨床実習指導者に対し、臨地教授、臨地准教授又は臨地講師の称号を付与。
45	臨床教授称号付与に伴い、学部教員のFD研修にも参加できる体制をとっている。
46	実習施設の所属長から条件に合致する候補者を推薦いただき、教授会で臨床教授、臨床准教授、臨床講師の認定を行う。
47	本学の学生が臨床実習等を行う施設における経験豊かで優れた看護職者を、臨床教授、臨床准教授または臨床講師として委嘱する。
48	看護教育講師の制度を導入している。本制度は、本学附属病院の看護師を看護部長が推薦し、大学の審議会が承認する。看護教育講師は、看護学科学生への講義、演習への参画、実習指導への協力、指導者への支援・指導等を行う。
49	臨床教授、臨床講師の称号を授与している。
50	臨床教育の指導体制の充実を目的として、実習指導に協力する医療機関の医療人に対して臨床教授等の称号を付与する。
51	本学の臨床教授等の称号付与要項に基づき、臨床教授、准教授、講師を選考する。選考にあたっては、医療機関等より提出された候補者の履歴書から、臨床実習科目責任者が条件を満たす者を候補者として推薦する。実習運営部会において審査し、人事教授会を経て決定する。
52	看護学部における看護学教育の充実を図るため、臨地実習等の指導に協力する医療機関等の優れた医療人に対して、看護学臨床教授、看護学臨床准教授又は看護学臨床講師の称号を付与し、職位に応じた役割を果たしていただく。
53	看護師長や指導者を臨地教員に任命し、臨地実習での教育を実施していただいている。
54	毎年、教員の推薦により任免している。 報酬はない。
55	大学と連携協定を結んでいる実習病院長あてに、臨床教授等の推薦を依頼し、推薦があった看護職員に対して教授会が規定に基づいて称号を付与する。臨床教授等は主に学生の技術的指導にあたる。
56	基準に則って称号を付与。実習中の臨床講義、あるいは授業での講義を一部担当していただいている。
57	附属病院看護部より、基準に沿った人物が推薦され、教育連携が図れるようになっている。
58	実習指導を行う附属病院の看護師長等に対し、臨床教育教授等の称号を付与(3年更新)
59	看護栄養学部看護学科の教育の質向上を目的に、県立病院の看護職員を臨床教授等に任命している。規定に沿って、毎年学部長が医療施設看護管理者から看護職員の推薦を受け、大学が任命している。
60	臨地実習先である各医療機関等から本学部の臨床教授等として推薦があった実習指導に携わる優れた看護専門職者に対し、当該者の教育、研究、実務等の経験日数や所有する資格等に依り、「臨床教授」「臨床准教授」「臨床講師」の称号を付与することで、臨床教育における指導体制の充実を図るもの。
61	本学における臨地実習教育等に協力する学外の医療機関等(実習協力施設)の優れた医療人に対し、臨床教授、臨床准教授及び臨床講師の称号を付与し、臨地実習等の教育の指導体制の充実を図ることを目的とする制度。
62	臨地実習における指導体制の充実を図るため、臨地実習協力施設に所属する実習指導者に対して、看護学部長の申請に基づき、学長が臨床教授、臨床准教授及び臨床講師の称号を授与している。
63	臨床教授等の称号付与
64	・称号付与 ・臨地実習指導における協働
65	委嘱状の発行(学長名)
66	関連病院2施設の看護部長を特任教授として兼務発令されている。
67	・学部実習施設実習担当者への非常勤教員委嘱・発令 ・本学大学病院実習担当職員への称号付与(臨床教授・臨床准教授・臨床講師)
68	2023年度から導入のため、本年度は特に大学教員と臨床教員の話し合いの場を設け、学生の実習における目標を共有し効果的な実習環境の調整や高い成果に向けた協力体制の強化を目指す。
69	臨地実習の担当教員が不在の日の実習指導にあたる。
70	臨床教育に関し本学が委嘱する学外の保健医療機関等(臨床教育機関)の優れた医療人に対して称号を付与し、もって臨床教育の指導体制の充実を図る。
71	本学における臨床医学、産業医学教育及び看護学臨床実習並びに卒後産業医研修などを充実させるため、この趣旨に協力し得る学外の医療機関、産業保健機関、事業所等に所属する医師、看護師及び技術者であって一定水準以上の経験を有する者。
72	本学看護学部における実習教育に協力する医療機関等において、臨地教育等に優れた者にたいする称号の付与等に関し必要な事項を定め、看護実践教育の指導体制の充実を図るとともに看護の向上を図ることを目的として、●●大学看護学部臨床教授等の称号の付与制度を導入している。
73	本学附属病院で実習指導にあたる看護職者に対し、看護臨床教員の併任発令を行っている。
74	実習病院との連携強化、臨床教育の充実を図ることを目指して制度を運用している。臨床看護教授、臨床看護准教授、臨床看護講師のそれぞれについての規程を設け、候補者について病院看護部と事前協議を行い、教授会の審議を経て学長が任命する。現在、臨床看護教授1名、臨床看護准教授2名、臨床看護講師8名、計11名に称号を付与している(看護学学士・修士・博士の学位を有している者、高度実践看護師、臨床経験等に基づき選考)。
75	大学の教育及び臨床実習指導に携わる保健医療福祉の専門職者であり、専門分野について優れた知識と豊富な経験を有しかつ教育に熱意を有する者のうち、教育上必要があると認められる者に臨床(地)教授等の称号を付与する。
76	保健、医療、福祉の現場における豊富な経験を有し、本学の教育の理念に賛同する者で、原則として臨地実習協力病院又は施設等の常勤職員である者とする。
77	実習施設に対して臨床教授制度の案内と推薦を行い、被推薦者の役職と専門領域に関する臨床教育実績、学会発表等を含む研究上の業績、専門看護師・認定看護師制度等による資格について、本学の基準を基に付与する称号を定め、学部教授会での審議・承認後、証明と共に付与している。
78	2022年度に「●●大学●●学部看護学科臨床講師の称号付与に関する規程」を作成し、2023年度はその実際の運用に向けて実習施設と検討中
79	学園内講師として講義依頼。実習指導において調整役及び直接の学生指導。
80	平成25年度より臨床教員を導入し、講義や演習、実習指導を依頼している。
81	学部、大学院ともに臨床教授・臨床准教授
82	教授会や研究科委員会において、臨床教授等の適任者に対する意見を聴いて、学長が称号を付与する。付与する期間は原則として2年とし、延長ができる。給与や謝金等の報酬は支給しない。臨床教授等は看護学実習の指導にあたり必要な協力を行う。
83	本学の臨地実習の指導に協力する医療機関に所属し、かつ臨地実習において学生の指導に当たる者で、実務経験が15年以上の者(博士若しくは修士以上の学位を有する場合は実務経験が10年以上)には臨床教授、実務経験が10年以上の者(博士若しくは修士以上の学位を有する場合は実務経験が8年以上)には臨床准教授、実務経験が8年以上の者(博士若しくは修士以上の学位を有する場合は実務経験が5年以上)には臨床講師の称号を付与している。

Q26. 2021年度における貴大学の実習施設等との教育連携についてお伺いします。
H. よろしければ制度の内容等について、具体的にご記入ください。

84	看護部長や看護副部長を臨床教授や臨床准教授として委嘱している。
85	臨床教授の選出方法等については、各臨床施設から推薦をいただき、提出された履歴等を参考に本学委員会において承認している。
86	臨床実習の受け入れ組織で学生教育への貢献が顕著で規定を満たす方に臨床教授や臨床准教授の称号を付与している。実習領域の教員からの推薦を受け書類を審査の上、教授会から大学運営会議に推薦する。
87	臨床教授、臨床准教授、臨床講師の付与
88	臨床教員とは、臨地実習施設の看護職者として在職するものであり、本学部専任教員による指示及び連携により、臨地実習カリキュラムの統括、運営及び学生指導等を行う。本学は主に基礎看護学、成人看護学の実習施設となっている病院の看護師を対象としている。
89	本学附属病院と学外実習施設の実習指導者を臨床講師として発令している
90	臨床教授等の規程を定め、教授会で承認されたのち、臨床教授等を委嘱している。実習施設における指導のほか、学内ではゲストスピーカーとして招聘している。
91	本学部の臨地実習に関わる臨床教育に協力する医療機関等のすぐれた医療人に対し臨床教授・臨床准教授の称号を付与している。臨床教授・臨床准教授連絡会議を開催し、臨床教育の指導体制の充実を図っている。また、年に1度、臨地実習指導者連絡会議を開催し、教育内容やカリキュラムについて報告・情報共有し学生の実習到達目標の達成、キャリア教育へつなげている。
92	実習施設から申請のあった看護師について、経験年数に応じ、臨地教授・准教授・講師の称号を付与している。(1年毎更新)
93	主たる実習施設の看護部長を臨床教授、CNSの授業を担当する専門看護師・認定看護師を臨床講師に任命。
94	臨地での実習指導とその調整に関わるスタッフの中で所属長からの推薦を受けて、臨床経験年数により臨床教授、臨床准教授、臨床講師、臨床助教として教授会にて審議し承認する。
95	各科目内で実習施設の医師や看護師が外部講師・非常勤講師として、授業を行なっている。
96	指導に関わる臨床の医療従事者に臨床教授等を付与している
97	主実習施設の看護部長・臨床教授、副看護部長・臨床准教授、看護師長・臨床講師、実習指導者・臨床助教として委嘱
98	主だった実習施設の看護責任者の方を任命している。また、ホームページにも公開している。
99	称号の付与
100	臨床教員規程を制定し、学外機関に所属し、看護学実習の教育等に当たる看護師等で特に優れた知識、技能及び教育能力を有する指導者に臨床教員の称号を付与している。
101	本学臨床教育の指導体制の充実を図ることを目的として、協働する学外の優れた医療人に対する称号の付与に関し必要な事項を定めている。大学院の臨床教授会を年2回実施し、うち一回は実習中の学生の単位認定を行うための評価を実施している。
102	系列病院で看護師の教育に当たっているスタッフが臨床教員として、臨床指導に当たっている。(臨床教授:看護部長、臨床准教授:課長一実習の調整、臨床講師:師長一実習の具体的な調整、臨床助教・助手:臨床指導スタッフ)
103	各分野長による推薦及び上申、学部内の選考基準に沿って書類審査を実施している。年度ごとに委嘱している。
104	主たる実習施設の5看護部長を臨床教授として任命している。
105	規定はあるが、運用できていない
106	特に活動を行っていない
107	毎年度、基準を満たす実習施設に対し、推薦依頼を行い、付与を行っている。
108	地域の実習先の指導者の方の中から優れた方を地域医療教育教授または准教授としている。
109	臨地実習に協力する学外の医療機関等の保健医療従事者に対し、臨地教授等の称号を付与し、臨地実習指導体制の充実を図る。
110	キャリア形成に関する講義実施
111	臨床経験及び臨床実習指導経験が本学の教育上必要なもので通算10年以上の臨床経験者を臨床教授に、10年未満の適格者は臨床講師として委嘱できる。
112	臨床教授に講義を依頼している。また、在籍する施設での実習指導を依頼している。
113	毎年、主要な病院の看護部長に臨床教授を依頼している
114	看護実践教育の指導体制の充実を図るため、臨地教育に協力する医療機関等の優れた者に対し称号を付与することができる。
115	大学の規程に基づき、臨床教授、臨床准教授等を委嘱している
116	本学の臨床教育の充実を図ることを目的に、本学の教育課程に定める臨地実習及び臨床実習等の指導に協力する医療機関等に所属し、本学の臨床教育に携わる医師等に対し、称号の付与を行っている。
117	一定の基準を満たす方に臨床教授、准教授、講師の称号を付与し、実習運営および指導の充実を図っている。
118	実習施設の指導者を対象に、臨床教授等の称号を1年度間付与している。
119	本学における臨床教育の指導体制および卒業臨床研修の充実を図るため、本学の臨床実習および卒業臨床研修に協力・連携する本学以外の医療機関等の優れた医師・歯科医師・薬剤師・看護師・保健師・助産師への称号を授与することがある。
120	臨地実習施設指導者に、臨床教授の称号を付与し、臨地実習を協働で行う制度を設立した。
121	実習施設の看護部長、教育担当師長等に職位に応じた称号を付与している
122	本学で定めた基準に基づき、実習施設より推薦された実習指導者に対して、臨地教育教員の称号を授与している。

Q26. 2021年度における貴大学の実習施設等との教育連携についてお伺いします。
 1. 看護系課程に関わる臨地実習について課題や問題がありますか。〔各いくつかでも○〕

その他※1

1	(小児)実習先の看護師の多忙さ(精神)外部の実習施設を使用しているため、コロナ感染症対策が附属病院とは違うこと。外部の実習施設は感染対策が厳しく、臨地実習中止の可能性がクール毎にあり、ギリギリの調整が必要である。
2	学生の交通費の負担
3	(在宅)実習謝金が安すぎる、(精神)施設内の利用者間でコロナ感染者が出た際に、急遽実習を受け入れてもらうことができなくなり、他施設との調整が必要になった。(地域・老年)教員・学生ともに旅費負担が大きい、交通の便が良くない地域では学生の移動手段に困る
4	複数の施設で実習を行うため、施設による学生の実習環境にばらつきが生じている。
5	個人情報保護との関連から、実習記録の管理、取り扱いが難しくなっている。
6	地域)経験できる事業の不足
7	他の養成校との実習施設の調整:他の養成校と重ならないように調整しているが、実習施設にとっては学生実習が続くことになり負担がかかっている。また遠方の実習施設になっています。
8	コロナ禍において、見学実習を含め、まったく実習を受け入れてもらえない時期があった
9	コロナ流行に伴い実習施設側が臨地実習受け入れ不可な状況
10	訪問可能件数が少なく、実習期間中の同行ができにくい
11	実習謝金を受け入れ人数によって決めたい、コロナ禍では負担が大きかったが謝金追加できなかったなど、大学の規定に従う必要があり柔軟な対応ができない。
12	⑦在宅は受入事業所等のマンパワーが限られているのに、複数の学校からの実習受入れを要求されて困っている状況がある。
13	病棟実習の人数制限のため学生を分散させる必要がある。
14	・学生がCOVID19に感染した場合や濃厚接触となった場合の対応やリスクを考慮して、高齢者施設での実習や宿泊を伴う遠方の実習施設での実習調整は慎重に行う必要があり、昼食をはさまない半日で計画したり、日数・時間数を短めに設定する必要がある。(老年看護学実習・看護学統合実習・政策医療看護学実習) ・病院のCOVID19感染予防対策に則り、実習内容等の調整を要した(成人看護学実習・看護学統合実習・政策医療看護学実習) ・精神科病棟の減床・急性期化、患者の病状の重症化に伴い、精神看護学実習で受け持つことが可能な状態にある患者が少なくなっている。
15	・学生が受け持ち患者からセクシャルハラスメントにあたる行為を受けた。(成人看護学) ・実習施設まで公共交通機関の利用が困難で、さらに自家用車による移動が制限(駐車場使用不可)される。(基礎看護学) ・実習施設は受け入れる準備があっても、学生の旅費・宿泊費の負担を要し、遠方の実習施設への通学や宿泊を要する配置が困難である。(看護管理学)
16	・コロナ感染拡大のため、受け持ち妊産褥婦とのかかわりの時間に制限があった(母性) ・実習施設での出産数の減少により、褥婦や新生児が不在のことがあり、受け持ちができず、しかし分娩室や新生児室、外来にはすでにほかの学生が入っているため、その際の実習内容を検討するのが難しかった。(母性)
17	・対象への教育研究に関する同意書により対象の選定が難しくなった ・Covid-19感染対策のため、実習施設の指示により午前中の実習のみとなった(学生が更衣・休憩する部屋において学生間の距離をとることが難しく、換気も十分にできないため、昼食を摂ることができないため) ・実習に使用する備品(体温計、血圧計、パルスオキシメーター、訪問カバン、レインウェア、ヘルメットなど)の購入、整備が必要 ・実習施設によっては、自転車準備が必要であり、搬送や整備に費用がかかる ・全ての実習施設ではないが、自治体によって指導者の質や指導内容に問題がある場合があり、学生が困惑することがある。また、実習にあたっては教員が一日中実習に同行する必要があるため、教員の負担が大きい
18	⑥老年以外の領域実習で高齢者を受け持つことになった学生が体験している葛藤など(高齢者の特性を誤解した指導を受けることで学習内容と対立する場合など)
19	実習施設が大学から遠隔地であり交通費・宿泊費が学生負担であるが高額となる
20	施設のCOVID-19対応により、何らかの症状があるとCOVID-19の陰・陽性に関わらず、症状消失後48時間実習ができないため、出席日数が不足し補講が必要になった。3名の学生について学内での補習実習を実施した。
21	全般:附属病院に実習専任の臨床実習指導者の配置がない。 精神:実習期間の課題(3週間を2週間にすることを検討)
22	新型コロナウイルスの影響により、臨地実習が可となったり不可となったりした。
23	・緩和ケア実習は特質上1日あたりの学生受入人数が少なくグループを半分に分けざるを得ない。 ・高齢者施設では感染症対策のために実習の受け入れが難しい現状が続いている。 ・感染症対策のため、訪問が限られている。利用者が遠方で訪問看護ステーションによる送迎が難しい場合、学生の交通費の負担がある。
24	どの領域も、新型コロナウイルスに対応し、急遽実習受け入れが中止になったり、受け入れ条件に合わない学生対応が必要となった。(実習先のスタッフの不足も新型コロナウイルス感染者の出勤待機等による。)
25	コロナ感染拡大予防のため、本来は看護を実施・評価する臨地実習が、見学実習と遠隔紙上患者の実習となった。患者と関わることができていなかった。(小児看護学)
26	新型コロナワクチン接種を求められる
27	大学院においてCNS実習も開講するため実働できる教員が不足している、実習記録の保存や実習記録は個人情報ではないと言い切れるか曖昧に思う、対象者からのセクシャルハラスメントそれに近い行為、実習が長期化すること、学生の健康問題
28	新型コロナウイルス感染症患者の拡大によって、実習受け入れが中止となった病棟があり、実習病棟が変更となった。
29	・(精神)実習施設により実習指導者の質・環境の差が大きい。学生への実習体験の質を公平に保つことが難しい。実習時期や受入人数の制限、学校側の実習担当教員不足により質の高い実習施設だけで実習運営できない。 ・(成人)実習指導者が日ごとに交替する施設がある。
30	地域看護:見学・座学が多い 基礎看護:基礎看護学領域以外の教員による学生のレディネスの把握の程度に差がある
31	実習施設として以前は確保できていた地域包括支援センターの確保が困難となり、受入人数・日数が減少している。
32	コロナ禍で、フィールドを活用した実習の継続が難しい
33	新型コロナウイルス感染症拡大予防の観点から急遽受け入れ中止となり代替案を手配する必要が生じた。(小児) 8の「受け持ち患者(対象者)の不足」と関連するが、本学部のカリキュラム・科目編成と科目の目標によって、対象の患者を受け持つことが困難である。具体的には、成人の患者を受け持ち、看護を学びたいが患者には高齢者が多く学生全員が成人の特徴を活かした看護を学修することが困難である(成人)
34	他校との競合
35	⑤女子学生に対する患者からのハラスメント ⑦感染症(コロナ・インフルエンザ等)によって、実習受け入れや対応が施設によって異なる点
36	新型コロナウイルス感染症関連
37	小児:感染症による影響を受けて、実習状況や実習内容を変更せざるを得ないことも課題です。
38	(老年)同時に多数の学生に対して複数施設での実習を行っており、非常勤の実習指導者の雇用・労務管理の業務の負担が重い。(在宅)実習指導者の確保、安定した質の担保が難しい。
39	老年看護学領域:実習期間が長く実習施設も多いため、研究、授業準備、休息に十分な時間が割けない。

Q26. 2021年度における貴大学の実習施設等との教育連携についてお伺いします。
 1. 看護系課程に関わる臨地実習について課題や問題はありますか。〔各いくつでも○〕

その他※1

40	(小児)実習施設によっては、病棟スタッフの不足により、実習指導者看護師が受け持ち患者を担当しながら、学生担当を実施するため、担当患児のケアは学生が教員と共に実施し、学生も人員として捉えられている。 (在宅)感染対策として、教員が施設を訪問することに制限がある施設の場合、学生指導を直接行えず、困難があった。
41	実習施設が遠方である。 ②実習施設の感染管理方針により、感染疑い・感染後の実習復帰の条件が厳しい。 ③おもにコロナ対応のための実習場の制約や変更の増加により、実習準備や実施が煩雑になり教員の負担が増大した。授業との兼ね合いもあり、教員が疲弊した。 ④コロナを機に感染対策や実習日程の突然の変更や施設の変更に関する調整の負担が増大した。五類になって以降はより神経質になっている。
42	⑤コロナや発熱の際に、病院側の予防措置のためもあり、長期間病棟に出られず単位取得が難しくなる場合がある。余裕のない日程で実習を組んでいるため、追実習の時間を確保できず、次の年度の取得となることもあるが、実習人数が増えることになるため、調整が難しくなっている。 ⑦指定規則改定による新カリキュラムによって訪問看護ステーション実習の施設の他校との競合が増え学校間調整が難しい事態になっている。午前、午後で他校と実習施設の同校訪問を分けるなどの対応策まであがっている。実習施設の新規開拓や実習施設を増やせば、教員不足のおり実習指導の手が足らず実習教育の質担保ができない。
43	老年:実習施設が本学附属病院ではないため、教員に何かあった時に移動に時間がかかり、調整が多大に必要になる。本学附属病院で実習ができればこのあたりも柔軟な対応が可能ではと思うが、他の領域が本学附属病院に入ってしまったため難しい。 在宅:実習先から自転車のレンタルを求められており、労力、費用がかかる。
44	1.駐車場がない 2.昼食摂取の場所がない 3.情報収集のためのPCが少ない 4.学生の記録場所がない
45	実習受入れにあたりPCR検査を必要とする施設がある(老年)
46	基礎:看護師が学生を無視したり、放置する状況がある 成人:同じ施設で実施している看護専門学校との調整が難しい
47	移転と新カリの運用のため実習時期の変更に伴い、実習施設の変更や臨床指導體制の調整が続いている
48	・COVID-19の影響により、実習施設の感染者の増加や学生の感染などにより、学内実習に切り替えた(4科目)が、2021年度と比較して、大学全体として改善している。ただし、高齢者施設は、介護老人福祉施設・介護老人保健施設の半分が受け入れ不可であった。 ・実習内容について説明していた部署レベルで理解が異なり、実習目標に到達できるような実習にならないことがある。
49	母性看護学実習:助産師学生がいる場合、対象者選択において看護学生より助産師学生が優先されるため、受け持ち対象者に困ることがある。実習病院の多くが助産師学生の実習を優先しているため、助産学実習終了後に本学の母性看護学実習を入れる配置となる。そのため、実習期間に限られ、同じ期間に複数の病院で実習せざるを得なく、教員の急用や病欠時に、担当教員不在で病院実習ができなくなる可能性がある。
50	老年:実習単位を2→1単位に新カリキュラムで変更したが、その時の実習内容をどうするか(施設実習と学内実習のバランス)
51	・冬期間の実習による交通障害や感染リスクが高いこと。 ・実習指導者や環境が良くても、やや遠方のため、学生配置に悩むこと。
52	実習指導者が専任でないことが多く、教員の負担が大きい。
53	実習施設における感染症発症による実習受け入れ困難
54	新型コロナウイルス感染症のため予定していた病院、施設での実習が一部中止となり、学内実習になったこと。
55	実習施設までの交通手段(自家用車で行かせている。)駐車場の確保(施設の駐車場を使用できず、周辺の駐車場を借り上げる必要がある。)
56	実習指導體制であるが、指導者が毎日異なる、指導者間での情報共有ができていないなどにより、前日と違う指導を受けることがあり学生が戸惑う。病院によっては病棟内に学生のカンファレンスルームがなく、居場所が確保できない。
57	複数領域で分担しているため、学生のレディネスや実習前の技術演習の質が不均一である。
58	基礎看護実習は基礎の教員と非常勤の教員ではまかなえないので、他領域の教員にもサポートをしてもらっている。教員の負担が大きいという意見が多く、グループの学生数を増やす、教員が担当のグループを掛け持ちをするなど苦慮をしている。
59	①基礎:コロナ禍で受け入れ困難な病院があり、他病院で受入れて頂いたが、急性期病院で実習目的に見合った患者が選定できなかった。 ⑦在宅:訪問看護実習における、レンタル自転車の課題(レンタル場所、支払い方法など)。
60	実習環境になるのとも思いましたが、学生が休憩する場所の確保が困難であり、お昼休みなど実習生が十分に休憩をとれない状況がある。実習生の居場所の確保が課題となる施設もある。昼食を食べる場所がないので、実習が半日になる。
61	コロナ禍の中で演習となってしまった実習も多かった。
62	実態調査ということで本学では、協力いただいている実習施設から本学老人看護学領域で大切にしている考え方に全面的にご賛同いただけており、それをもって多いに看護実習に対する理解が得られ、学生への教育的関わりや教員との協働・協力体制など学生教育を高齢者への支援充実・職員教育にも関連づけて施設で大切にしている中核のひとつに据えてもらっている状況であること(そしてこれまでの教員経験からしてこの状況は非常に稀なことでありとても恵まれている環境であること)を申し添えておかないといけないと思いついて「その他の課題」として記入します。この「現状・実態」は「依頼」「契約」のように簡単に実現できるものではなく、当該高齢者施設の素晴らしい理念に領域としても賛同でき、領域の教育理念・大切にしたいことに施設側も賛同いただき、教員と施設管理者・職員・実習指導者の信頼関係を築き続けることで実現できています。つまり、大学側の教員がかかわり指導體制がかかわることによって容易にこの状況は崩れてしまうということです。高齢者施設は病院のように規模が大きくない場合が多く、特に看護スタッフの数は(介護スタッフに比べて、また、病院での看護スタッフの数に比べて)少なく、実習の指導者としての業務を担ってもらうのも施設にとっては負担が大きく(しかしその中で担ってくれる施設は、やはりその姿勢自体がすばらしいわけですが)なります。しかしながら、それは国等の高齢者施設における看護師の配置基準による影響が大きく、その場で十分な指導者を得て(その指導スタッフが業務過多にならないような人数もあり:日勤8人の中で1人が学生指導にあたると、日勤1人しかいないのに加えて学生指導にあたるのとは同じ指導者1名でも全く状況、負担が異なる)よい実習ができるためには、学会はじめ大学など教育施設側からも国にそのための実習指導者の配置を要望し、それに対する(配置にみあう)施設への支払いが行われる必要があると思っております。そうしないといよい実習はなかなか継続できないと思えます。教員、指導者、施設管理者が個人的に色々な負担を請け負って努力した結果に寄りかかったよい実習や教育体制ではなく、もっとよい実習を行えることがスタンダードとなり、それが実現できる施設にはインセンティブをつけて、実習をうけたいような、それによるメリット(金銭的なものというわけではなく)を施設側が実感できるように整備する必要があると思えます。
63	実習施設が13か所(学生2-3人ずつ)のため、実習環境や指導者の質のばらつきが大きい
64	実習施設までの距離・所要時間がかかる。実習施設の指導者の熱意がない。
65	宿泊を伴う実習施設があり、学生・教員共に負担である(遠方のため)
66	コロナ感染状況により実習の可否がある
67	患者の退院するまでのサイクルが短いため、学生が病態を理解し看護実践できるまでの展開が難しい (成人)病棟確保において学生の学習内容の公平性という面で、主に消化器外科病棟としており、やむを得ず実習施設が他施設となる。そのため常に実習施設確保が困難という課題を抱えている。またカリキュラムの構造上、各教員が担当する実習時間数が多く、受け入れ人数が少ない場合には実習グループ数が増え、さらに負担が増加する傾向にある。学習の仕方を十分に身につけないままに入学する学生が年々増加していることに伴い、個々の学生への指導時間も以前より長くなっており、随時非常勤講師の雇用を試みているが、なかなか見つからない状況も課題となっている。
69	⑥老年:実習先の介護支援専門員(居宅介護支援事業所)の不足
70	広範囲に実習施設があるため、移動時間の負担がある学生や教員が多い。(在宅)
71	保健師教育の技術項目と卒業時の到達度で不足している部分を今後の課題とする。
72	精神:実習施設へのアクセスの問題(学生に交通費負担があること) 成人急性:患者から学生に対し「個人情報聞き出そうとする」「卑猥な話をする」などのセクハラがあった。

Q26. 2021年度における貴大学の実習施設等との教育連携についてお伺いします。
I. 看護系課程に関わる臨地実習について課題や問題はありますか。〔各いくつでも○〕

その他※1

73	(在宅)実習施設の学生受け入れ数が最大2人のため、1クールの実習施設が多くなる。そのため、実習施設数が必要であり、また実習施設間の距離が長く、時間を要するため教員数が必要となる。
74	(母性)遠方であること。積雪の多い時期の実習で、通勤・通学が難しいところがある。複数施設に分かれること。自施設ではないため遠慮がある。複数の臨地実習におけるCOVID-19対策が費用面も検査ルールも異なり、また状況により適宜変更されるため、調整が大変であった。実施施設の閉鎖や新設大学からの依頼実施を受けこれまでの人数を減らされた。
75	教員の張り付きを条件に受け入れてもらっており、看護の教員は研究等の時間がない
76	実習施設から求められるコロナワクチン接種回数による受入れ制限や、感染対策が母性看護学領域は特に厳しく設けられている点。
77	2020年度に開学された学校であり、⑦、⑧の領域に関しては、まだ臨地実習を行っていないため。
78	1.実習施設への通学・宿泊に関する問題 2.教員の授業やスケジュールの調整、移動に関する問題
79	実習を受け入れているのに求人募集に応募が無いと実習先からクレームがある。海外における実習費が円安の影響をうけ値上がりしている。

Q26. 2022年度における貴大学の実習施設等との教育連携についてお伺いします。
I. 看護系課程に関わる臨地実習について課題や問題はありますか。〔各いくつでも○〕

その他※2

1	初期体験型実習
2	健康課題 I A健康増進支援実習
3	看護学科全領域で行う看護学総合実習
4	総合基礎科学/統合
5	「看護学総合学習」看護学統合実習として4年次に実施
6	クリティカル
7	地域看護学
8	管理
9	地域
10	成人
11	地域ケア
12	防衛看護学
13	看護管理学
14	看護管理学領域
15	総合実習
16	総合看護学実習
17	地域看護学
18	学校保健、地域看護学、公衆衛生看護学
19	公衆衛生
20	統合実習
21	看護管理学実習
22	統合実習、クリティカルケア領域
23	看護管理学実習
24	公衆衛生
25	管理看護：男子学生受け入れの制限 地域看護：実習施設の不足／確保困難、受け入れ人数の制限、学生の質に関する課題、そのほか 学校看護：実習施設の不足、実習施設の受け入れ条件、受け入れ人数の制限、日程調整に関する課題
26	地域
27	公衆衛生看護学領域
28	成人・公衆衛生(教員の欠員がある)
29	看護管理
30	公衆衛生看護
31	・救急災害看護学 ・看護マネジメント実習(看護管理)
32	地域
33	統合看護学
34	・地域在宅看護学実習Ⅰ・Ⅱ(2科目合わせて記入しました)
35	統合看護学実習
36	統合実習
37	成人期の入院患者が少ないため、受け持ち患者の選定に苦慮している
38	統合実習
39	成人看護学
40	基礎看護学
41	公衆衛生看護学
42	看護管理
43	総合看護実習
44	統合科目：生活の中の実習(1年生)看護の統合と実践実習(4年生)
45	国際公衆衛生看護学
46	・基礎看護学実習Ⅱ(地域で暮らす人々との共生)(領域横断／連携科目)
47	公衆衛生看護学領域
48	総合看護学(看護学統合実習)
49	公衆衛生
50	看護実践発展領域(主として4年生科目を担当)
51	地域看護学
52	小児、在宅
53	統合実習
54	統合実習。
55	公衆衛生看護学
56	在宅看護学
57	統合領域
58	看護管理
59	⑤成人(急性期)⑧成人(慢性期)
60	公衆衛生
61	⑧地域
62	地域
63	学校保健 1 国際看護 2, 8
64	統合実習
65	管理または関連職種連携論実習、公衆衛生看護学(保健所等)実習
66	統合実習
67	公衆衛生
68	国際領域

Q27. 2022年度における貴大学の保健師、助産師および養護教諭の教育課程についてお伺いします。
 C. 保健師課程に関わる実習で課題や問題はありますか。【いくつでも○】

その他	
1	教員・学生ともに旅費負担が大きい、交通の便が良くない地域では学生の移動手段に困る
2	実習施設までの交通費の差が大きい。
3	遠方の実習施設で実習する学生に対して、交通費・宿泊費等の配慮が必要
4	COVID-19下の感染対策上、経験できる内容(家庭訪問など)の制限
5	実習施設と直接交渉し、多くの施設から協力を得て実習が実施できているが、実習指導者の不在や業務多忙、人材確保困難等により実習受入れが難しい施設が増えてきているため苦慮している。また、ほとんどの学生が保健師コースを選択するため、限られた教員のなかでの教育の質の担保や学生の学習意欲向上が課題となっている。
6	遠隔地実習において適切な宿泊施設を探す困難、交通費等の経済的負担、公共交通の路線・便数の減少による実習先での移動困難
7	家庭訪問が減少している、また困難ケースが多いことから、家庭訪問を経験できない学生がいる。健康教育についても実際に保健師の地域へのかかわりが少ないため、学生による健康教育が実施できない場合がある。
8	学生の経済的負担
9	①「8. 経験できる事業の不足」に含まれるかもしれませんが、訪問指導でうかがえる事例の選定が難しく、体験できない学生がある。②見学が中心となってしまう、学生が体験できるものが少なくなっている。
10	複数の市町村から実習謝金支払いの要望があるが、今のところ市町村の実習については原則謝金を支払っていない。しかし令和6年度からは改善し、希望する市町村に予算から支払いができるように調整できた。
11	大学院で実習が長期間となるため、受け入れを拒否される自治体が多い
12	遠方での実習施設となる場合、宿泊費、交通費について学生に負担がかかる。
13	・実習施設が遠方にあるため、通学時間が長く、交通費が高い。 ・実習施設間で実習内容に差があり、学生の学習内容や経験のばらつきが大きい。
14	実習施設への往復の交通手段が限られ学生の負担が大きいこと。公衆衛生看護学実習では、県内複数の施設に出向いており大学から遠方の実習施設も含まれている。少人数のグループに分かれての実習のため公共交通機関を利用することとなり、早朝から出発し帰宅時間も遅くなることから、遠方の施設になった学生の体力的な負担が大きい。
15	●●府より実習受入れ人数制限の申し入れがあった。
16	新型コロナウイルス感染症拡大に伴い臨地実習の一部が中止になり学内実習にて対応を行った。
17	実習施設が遠方のため、負担が大きい。
18	実習施設によって、受け入れ状況・指導状況等に大きな差がある。実習指導者が講習会に参加できておらず、看護教育に関する基礎を学習していないため、指導者の質に大きな差が見られる。コロナ禍の中、課題が噴出し、学生の到達目標や実習で得られる事項が失われた。
19	公共交通機関によるアクセスの難しい(悪い)実習先があった場合に、学生の配属先によって、交通費・宿泊費などにかかる費用の差が大きくなり、不公平感につながる場合があります。
20	就職試験時期と実習時期が重なることがある。 大学から遠方の実習施設が多い。そのため、学生も教員も実習施設に行くことそのものが大変である。時に学生は実習施設の近くに宿泊を要する。
21	「感染拡大で多忙のため」という理由で、年度の始め(4月)に後期(10月以降)の実習の中止を言い渡されたり、次年度以降の実習日数が削減される状況がある。パンデミック中に実習日数を制限して行ったことにより、それでも実施できる風潮が根付かないか懸念される。
22	実習先(遠方)への交通費・宿泊費の学生負担が大きい。
23	必要な実習施設は割り当てられているが、複数の自治体に分散、1か所の学生配置が少ないなど、大学側で調整できない課題がある
24	実習で地方に長期滞在する際の宿舍の確保の困難(実習施設との距離、部屋の環境の課題)
25	選抜制でない選択制のため、年度により履修生数の増減があるため、実習施設を固定化することが困難な場合がある。*2022年度入学生から選抜制による上限人数を設けるため、この課題は解決できる。
26	体験させたい保健事業を優先するため、家庭訪問の日程が限られてしまい、適切な対象者を探していただくことが難しい場合がある。 公衆衛生看護学実習は、保健事業、家庭訪問、健康教育、地域診断…と多様な内容を詰め込むため、スケジュール調整が難しい面がある。 しかしながら、いずれも必要な事業であるため、実習で体験し学ぶ内容について毎回悩みながらスケジュールを立案している。 実習内容が多く、地域診断や健康教育の準備が実習時間の中に収まらず、学生・教員ともに長時間の任意の演習や作業を行っている。(実習初日までに地域診断を整理、健康教育の企画書、指導案の作成などを行う。健康教育実施前は、教材やデモが間に合わず、夜9時過ぎまで作業をする日が複数日ある)
27	コロナ禍であったことから実習施設のコロナ対策に伴う実習受け入れに対する考え方に違いがあった。
28	実習施設への大学からの距離が遠く、交通費・宿泊費がかかり、教員・学生の負担も大きい
29	遠方施設への宿泊費用、宿泊施設の確保
30	教員間の報告等の不足
31	新型コロナウイルス感染症の拡大による対人保健サービスが中止や延期されたことによる実習中止。
32	実習施設が遠く、宿泊や交通費などの補助を受けにくい
33	保健師課程は2020年度から開設されて、未だ実習には行っていない。
34	人口の少ない市町村では保健事業が少なく、実習の機会が十分に得られない
35	固定された実習施設ではないため関係性の構築に時間を要す
36	領域教員の人数枠の確保はできているが、看護師課程の在宅看護方法論の演習時期と重なり、教員補充ができていない。
37	就職試験時期と実習時期が重なることがある。
38	保健師教育の技術項目と卒業時の到達度で不足している部分を今後の課題とする。
39	教育が上で現場が下という雰囲気
40	保健師課程の実習は未実地であり、不明

Q27. 2022年度における貴大学の保健師、助産師および養護教諭の教育課程についてお伺いします。
F. 助産師課程に関わる実習で課題や問題はありますか。【いくつでも○】

その他	
1	分娩件数が不足
2	複数の大学・大学院・専攻科が同時に同一施設で分娩介助実習を実施しているため、分娩介助実習などでは、実習順序など教員間・学生間での調整が必要となる場合が多い。このような課題に向けて予め実習施設利用学校間での調整が行われているが、実際には実習期間中の分娩施設の集約や分娩予約数の増減、加えて分娩介助ケースについても確保困難(受け入れ拒否)等が重なり、実習進行途上において多くの調整や日程調整などが生じ、実習環境はますます厳しくなっている。
3	附属の大学病院はハイリスク妊産婦がほとんどを占め、助産師学生の受け持ち対象者には該当せず、正常分娩の介助件数(学生1人あたり10例以上)を確保することが難しい。夜間・土日も含めて常時実習するため、高度医療の中で安全な分娩を確保できる助産実習指導者が不足した。一方、教育機関ではない個人の産科診療所では実習指導適任者が得られにくい。
4	謝金が少ないこと。臨時教員を十分に配置できるだけの予算がない。土日夜間実習を支えるシステムがない。助産学生の分娩介助について違法性が十分に阻却できない可能性がある。
5	・実習受け入れ施設の多大な協力のもとに、実習を進めることはできている。しかし、分娩件数の減少、帝王切開分娩の増加に伴い、分娩介助10例程度に到達することが難しくなっており、週末の実習、夜間延長の実習が必要である。どちらかと言えば、分娩介助の実習が中心となるため、妊娠期の助産診断と助産技術、母乳育児支援に関する実習が希薄になってしまう。このような問題があるため、新カリキュラムに対応した、4か月までのアセスメント能力を高めるための実習展開にも課題がある。・助産教育の専任教員がおらず、母性看護学との兼任となっているため、特に助産学実習と看護学実習が並行して行われる時期のマンパワーが不足している。
6	①助産学課程に対する教育経費の予算科目がなく全く支給が無い、②助産学実習のための学生の自己出費が大きく学生の負担になっている。具体的には助産学実習(指定規則対応科目)(6週間)では宿泊・光熱費として約10万円/人であり、加えて大学院科目の海外実習(●●国約1週間)では旅費として約10万円/人の負担である。
7	実習施設の多くが本学より遠い。全国的な出生数の減少や晩産化(合併症妊娠や不妊治療の増加)、助産教育の大学院化(他学は看護師資格を持って助産実習を行っている)等により、本学学生の受け持てる症例が少なく(産婦の実習承諾がなかなか得られない)、また、開学以来行ってきた病院の寮室を借りての実習や時間外実習がコロナ禍以降に認められなくなり(相対的に実習時間が減少)、実習期間(9週間)のうちに規定の数の分娩介助を行うことができないため、期間を延長し、規定の数を達するよう調整している
8	・少子化での制約があり、リアルな分娩取り扱い10例は非常にハードルの高い設定である。 ・学内実習で分娩介助実習を行う場合、対応する教員の時間的・教育的介入の負担が多い。
9	実習費が学生負担であるため、学生の経済的負担が大きく、アルバイトなどを行っているため学業に専念しにくい。
10	教員が実習施設を複数(2~3施設)受け持っているが、それぞれの施設から教員の常駐を求められる。特に夜間帯や休日等で「教員が同席するならば実習可能」という場合があり、教員の時間外労働につながっている。
11	分娩件数の確保のため、遠方の分娩施設で実習を行わざるを得ず、宿泊費や交通費で学生に負担がかかる。
12	・少子化にコロナ禍での実習制約が重なり、例年と同様の分娩取り扱いには困難(夜間、土日祝日実習制限など)。教員は勤務時間外の実習指導という状況があり、研究時間の確保とWLBができず、キャリアアップのための支援が困難。学内実習で分娩介助実習を行う場合、担当教員の時間的・教育的介入の負担が大きい。(母性助産学)
13	分娩件数の確保が難しい、実習延長となると人員不足になり、クリニックだと安全の確保が困難となる
14	ハイリスク妊産婦が増加しており、また無痛分娩の増加など、医療介入の多い分娩が増加している。コロナの影響もあり、看護基礎教育の中で十分な実習ができずに助産に進学する学生に対し、ハイリスク妊産婦を対象に、どのように正常分娩を学ばせていくのが課題である。実習指導者は忙しい中で丁寧に対応してくださっているが、時間外に対応してくださることもあり、申し訳なく感じる。
15	少子化および無痛分娩など当事者のニーズの変化もあり、看護の国家資格をもたない学生が対象とするローリスク妊産婦の数が激減している。分娩介助例数を確保するために、平日夜間、土日・祭日も実習を行っているが、科目単位数に比して学生、教員ともに実習における拘束時間が超過している。関東圏には、助産師教育機関が多数あるため実習施設が、相対的に不足している。さらに、複数施設で実習を展開するには当該分野の教員数が不足しているため、本来の定員数に満たない状況で助産師教育を実施している現状である。
16	修士の定員を修論コースも含めてではあるが、20とあるのは開設当初のことであり、そのまま教員数が減少し、少子化、妊産婦のハイリスク化などの社会的背景を受けてかなり学生募集が困難な状況となっている
17	助産実習を指導可能な中堅以上の助産師の不足から夜間の実習が行えず、分娩介助件数を満たせないため受け入れ人数の制限にもつながる。現状より実習施設を増やすためには、担当教員の増加などが求められ、結果として実習施設の確保が困難となる。
18	4「実習施設の受け入れ条件が厳しい」に含まれる内容かとは思いますが、2023年11月現在においても、COVID-19の対応として実習受け入れを制限している①公的総合病院1施設、および②近隣県の公立病院1施設があることをご報告申し上げます。 ①全国ネットの公的機関立総合病院において、全病棟でコロナ禍と同じ制限を設けている。具体的には午前3時間のみの実習で、病室訪問や患者との対面は1回15分以内、フェイスシールド着用必須、制限の緩和の時期は未定である。この実習施設配置の学生は午後から学内に戻り演習を行なっている。この実習施設での分娩介助件数はほとんど期待できない状況である。加えてNICU・産科病棟実習においても内容の充実度が薄い状況である。 ②近隣県の公立病院において、2023年11月6日時点で、病棟スタッフにCOVID-19陽性者が出たとの理由で学生の実習は停止との指示が出された。5類となっても以上のような制限が課せられている状況である。 7「受け持ち患者(対象者)の不足」に含まれる内容かとは思いますが、最近の特徴として以下をご報告いたします。 経営面や産婦のニーズへの対応という視点から麻酔分娩(無痛/和痛分娩)を推奨する医療機関が増えている。有害事象の発生予防の観点から新卒助産師には担当させないなどの条件を設けている実習施設(総合病院)が複数ある。そういった実習施設では助産学生は麻酔分娩希望産婦の担当はさせてもらえない。そのため、分娩介助例数が伸びない。(その一方で麻酔分娩の産婦であっても受け持ち可としている実習施設[診療所]もある)
19	夜間や休日の健診や分娩介助を指導する教員の休息時間の確保と金銭的保障が課題。
20	実習施設から実習を受ける要件として、教員の同行を求められること。 少子化の影響から実習施設数が増え、教員配置が困難となってきている。 また、大学所在地から遠方(300km, JRで4時間以上の実習先もある)の実習施設が複数あり、院生、教員ともに長期に及ぶ生活環境の変化による負担が大きい。
21	出生数減少の影響が大きい。分娩はもともと夜間が多いため、実習開始早期から夜間の呼び出しも組み込まないと指定規則にある9例以上の直接介助に到達できない。学生の精神的身体的負担が大きく学習への影響がある。教員の常駐を条件にする実習施設がほとんどであり、教員は日中の仕事に加えて夜間についても対応せざるを得ず、就業時間や健康への課題がある。
22	出生数の減少、ハイリスク分娩の増加により、指定規程の「実習中分べんの取扱いについては、助産師又は医師の監督の下に学生1人につき10回程度行わせること。この場合において、原則として取り扱う分べんは、正期産・経産分べん・頭位単胎とし(略)の体験が困難。
23	遠方施設への宿泊費用、宿泊施設の確保
24	1年間の教員1人当たりの助産学実習期間が長期(約3~4か月)に及ぶためからの、早朝からの実習開始時間と実習終了後に実習以外の業務を行うため疲労の蓄積
25	新型コロナウイルス感染症に伴う影響(実習中止、通常の指導体制がとれない、対象者選定の制限など)
26	新型コロナウイルス感染症のため、予定していた病院、施設での実習が中止になったこと。
27	出産数の減少による介助例数確保

Q27. 2022年度における貴大学の保健師、助産師および養護教諭の教育課程についてお伺いします。
 F. 助産師課程に関わる実習で課題や問題はありますか。【いくつでも〇】

その他

28	<p>1.助産師国家試験の受験要件としての「9例または10例の分娩介助」の見直しが急務・・・助産師国家試験は、大正時代から10例のままである。少子化で分娩数が少なくなり、免許取得後すぐに開業する者がいない、産科に配属される保証が無い状況で、9例の分娩介助を受験要件にするのは、現実的でなくなっている。今年度は、1ヶ月の分娩件数が10件以下の施設があり、来年度は新たな実習施設を2か所確保しなければならない状況である。医師国家試験と同様に要件は無くすように見直したい。</p> <p>2.学生の経済的負担と心身のストレスが大きい・・・実習施設が遠いので、施設の近くに10～12週間、レオパレスなどに宿泊している学生がいるが、宿泊費と生活費が学生の負担になっている。出産の現場は、プロの産科医や助産師でも緊張が大きい、さらに学生にとってはストレスが大きく、学生の心身のケアが常に必要な状況である。</p> <p>3.教員の心身の負担が大きい・・・実習施設で10～12週間、毎日指導に出かけなければならない。出産は休日や実習時間外にもあるので、電話での呼び出しにいつも備えなければならない。胎児機能不全などの予測不可能なアクシデントやトラブルがあり、心身のストレスが大きい。</p>
29	<p>①臨地の分娩件数が減少し、学生1人あたり10件の介助が難しい ②①のため17時以降の実習が必要だが受け入れ施設は1か所である ③実習施設が遠方のため宿泊しないと実習できない</p>
30	<p>修士の定員を修論コースも含めてではあるが、20とあるのは開設当初のことであり、そのまま教員数が減少し、少子化、妊産婦のハイリスク化などの社会的背景を受けてかなり学生募集が困難な状況となっている。</p>
31	<p>実習施設が遠方であるため、学生・教員の経済、時間等の負担が大きい。</p>

Q27. 2022年度における貴大学の保健師、助産師および養護教諭の教育課程についてお伺いします。
I. 養護教諭1種の教育課程に関わる実習で課題や問題がありますか。【いくつでも〇】

その他	
1	実習先への交通機関の問題(公共の交通機関が少ない)。また、看護学実習と養護教諭の教育実習との日程調整が難しい。
2	カリキュラム編成
3	巡回指導、指導案指導、実習に関わる仕事が多く、1名の教員では難しさがある(きめ細やかな指導を必要とする学生の増加)
4	カリキュラムが過密
5	後期の実習になることで、看護師資格試験の準備に影響が出てしまう。
6	養護教諭一種課程の定員は定めていないため、1年生の履修者数を記載した。
7	実習受け入れの手続きとして、実習学校地域管轄の教育委員会を直接訪問して依頼しなければならないケースがあり、看護学生としての実習前の授業を公欠として対応する必要があった。
8	実習施設までの交通の便が悪いこと

Q30. 2022年度の看護系の学部・学科、大学院の学内研究費についてお伺いします。〔各数値回答〕

その他	
1	職責に応じた研究費の配分率を定めておらず、職責ごとの平均金額を算出することが困難であるため、2022年度の研究経費執行額を現員数で除した金額を「その他」として記載しています。
2	大学院生教育経費として、30,000円×指導学生数により、各指導教員へ配分する。 職種毎に単価は設定しておらず、研究室の所属人数に応じて研究費の配分額を決定している。 1人講座：620,000円、2人講座：760,000円、3人講座：900,000円、4人以上所属講座：1人当たり273,000円 また、上記に加え、次の項目が加算となる。
3	・科研費申請加算分：科研費申請者1人当たり100,000円 ・大学院生の受入：博士課程前期(修士課程)学生1年次生1人当たり64,000円、1年次生以外67,000円、 博士課程後期(博士課程)学生1年次生1人当たり143,000円、1年次生以外156,000円 (留学生の場合は1人につき30,000円が加算) ・研究生の受入：1人につき1月あたり1,300円 (留学生の場合は1人につき10,000円が加算)
4	国立高度専門医療研究センター臨床教員
5	その他学長が認める者
6	非常勤助手、臨時助手は調整費として1人あたり60,000円を配分
7	特任教員に関する予算ではあるが、特任教員個人に配分されるわけではなく、特任教員の所属する領域に配分される。
8	博士後期課程学生1名について、350000円を指導教員へ配当。
9	特任教員
10	特認教授
11	特任教員
12	◆科学研究費等獲得支援 300,000円/2名 ◆サバティカル制度事業費 300,000円/1名 ■予算額合計600,000円÷34名(看護学科教員数)=17,647円
13	特別研究費Ⅰ(科研費等公的研究費への申請を要件とし加算、2件まで)、特別研究費Ⅱ(地域研究所の事業への参加を要件とし加算、2件まで)。 なお研究費は研究旅費150,000円を含む(助手のみ旅費含め150,000円)
14	令和4年4月以降に就任した教員の研究費は、職位に関わらず279,000円です。
15	看護教育研修センター(認定看護師教育課程)の教員
16	特任の場合は上記の半額を支給する。ただし、マル合特任の場合を除く。 大学院と大学の両方を担当する場合は50,000円を加算する。
17	実験系講座については、教授 956,000円、准教授 510,000円、講師 385,000円、助教 252,000円
18	“旅費交通費(一人あたり年配当):教授:127,000円、准教授110,000円、講師91,000円、助教81,000円 共同研究費:3,200,000円(学部内公募)”
19	教育講師
20	学内研究費を申請し採択されると、●●記念基金特別研究費50万円、特別研究費30万円を上限に、研究費が支給される。年3回募集あり。
21	臨床教員
22	特別契約教員(Ⅱ種教授)、(Ⅱ種准教授)、(Ⅱ種講師)等
23	特任教育教授
24	大学院教員の研究費
25	学部、大学院ともに職位によらない
26	大学院(看護学研究科)を担当する教員には研究費の加算があり、450千円、500千円としている。
27	個々に金額を定めている
28	研究計画書による選抜で選ばれたものみに付与
29	共同研究費・学長研究費も設定されているが、採択件数や研究内容によって配分される。複数名による研究にも付与されるため、1名あたりの平均金
30	特任教授240,000円、大学院特別研究指導教員150,000円
31	前年度に外部研究資金への申請があった教員(外部研究資金による研究を実施中の教員も含む)など要件を満たしている教員については、上記金額に職位ごとの所定金額を増額する。
32	特任教員
33	特任教授
34	研究員
35	学内特別研究費制度(金額は1課題上限50万円)
36	助教・助手に対する研究促進助成金を20万円/年として配布し、学内研究費と合算して使用することができる制度を設けている。加えて、大学全体の方針により、科研費申請あるいは、研究課題採択のない教員は、職位により一定額を控除し、控除額のうち、大学と学部で使用額を按分。学部使用分は、学部で定めた傾斜配分を実施。
37	大学院担当者は50,000円を増額
38	学会出席等助成費は全教員に対し、20万円
39	特任教授
40	特任教授
41	学部研究助成金として若手研究者支援を行っている
42	スポーツ・健康科学部特任助手
43	大学院兼務教員(院生指導)

Q31. 2022年度の看護師養成のための実習経費等についてお伺いします。
 C. 看護学実習に対する学生への補助金の有無とその条件についてご記入ください。

具体的内容	
1	後援会費から交通費及び宿泊費について一部補助がある。 (交通費)必修科目に限り、公共交通機関の利用代金(主要駅ー実習施設最寄り駅間)を補助 (宿泊費)総額、50,000円を上限に一人当たり20,000円を超える宿泊費を支出額により傾斜配分(宿泊費に食事代が含まれる場合は朝食500円、夕食800円を除く)
2	遠隔地での実習の際の宿泊費の一部を補助している。
3	交通費のみ補助(原則、公共交通機関の料金としている。)
4	学生の住居から最寄駅又はバス停を基準に、実習先施設までの交通費を後援会からの補助により支給している。なお、公共交通機関のみの利用(定期券区間を除く)とし、自家用車の利用は認めていない。ただし、路線がない場合は集合してタクシー乗車も可としている。
5	【交通費】 自家用車:大学から実習施設間の移動及び宿泊先から実習施設間の移動について、本学で定める1km当たりのガソリン代を基に算出した金額を補助。ただし、有料道路使用料及び片道距離3km未満の場合の交通費は支給しない。 公共交通機関:大学から実習施設間の移動、宿泊先から実習施設最寄り駅の往復、離島への往復フェリー料金、及び車両運搬費を補助。ただし、領収証があるもののみを対象とし、学割が利用できるものは学割料金とする。タクシー乗車料及び片道距離3km未満の場合の交通費は支給しない。離島への移動について、高速船、飛行機等の使用は妨げないがフェリー代金の支給となる。車両運搬費は1グループに1台分のみ支給する。 【宿泊費】 素泊まり料金のみ補助する。駐車場代、食費等は支給しない。
6	・交通費実費の7割 ・保育園実習の際の検便費用全額
7	交通費の一部を補助
8	PCR検査等補助、臨地実習前の移動制限のための宿泊費補助
9	現住所または保護者等住所から実習先までの往復交通費(1kmあたり25円)及び片道が50km以上の場合は宿泊費(1泊4,000円)を補助。
10	後援会から遠隔地への交通費・宿泊費の一部補助(適用に関する規定あり)
11	大学後援会から学生一人あたり36,000円を実習助成金として補助している。
12	(特定の)病院の駐車場料金
13	実習施設に送迎するための借上げバス費用、宿泊費用
14	後援会加入者のみが対象。学生から申請があった交通費・宿泊費の実費額を後援会予算内の割合で分配する。
15	県内の遠隔地の施設にて実習を行った場合、保護者で構成される後援会から交通費または宿泊費を助成する。
16	宿泊費 1泊7,000円上限 交通費 自家用車:走行距離1kmあたり20円(片道10km以内は対象外) 高速料金実費(30km以下は対象外) JR・バス:実費 タクシー:大学から2km以上の遠隔地で公共交通手段なく、自家用車の使用できない場合
17	3万円を超える金額の交通費・宿泊料に対し、4万6千円を上限に補助する(後援会加入者のみ・在学中1回)。
18	1人1日あたり4,000円、1週5日まで宿泊費を補助。
19	臨地実習Ⅰ、Ⅱ…1~2週間1,000円 2週間超…2,000円 臨地実習Ⅲ…10,000円 その他実習は、交通費・宿泊費について要綱に定めた金額を支給している。
20	距離、時間等により利用できる交通機関に限りがあるため、大学負担でバスやタクシーを手配したり、さらに遠方の場合には宿泊先を大学負担で手配している。
21	・A移動費、B滞在費の補助 ・A移動費は、自宅から実習先への移動費往復1回分の補助(上限無) ・B滞在費は、①宿泊費+②交通費を合わせて1日の上限が5,000円 ①宿泊費は、食費を除く宿泊代金、②交通費は、宿泊地(実家含む)~実習施設間の公共交通機関で通う交通運賃(タクシー対象外)
22	新型コロナウイルスに係るPCR検査及び抗原検査キット費用の補助
23	遠方の実習施設へは、後援会がバスを借り上げて送迎を行った。
24	一部施設までの交通費を補助(1/2)
25	宿泊を伴う場合、1泊6,000円を補助
26	学外臨地実習の交通費補助 ※上限は毎年見直しを行う
27	実習期間の全交通費(宿泊費含む)が、2年次・4年次生は1万円、3年次生は2万円を超える場合、「(交通費-1万円(2万円))x0.8」を計算して算出された金額を補助する。
28	出発地は大学を基準とし、実習地が大学から概ね片道60km以上の遠隔地となる場合(学生居住地や実家から片道60km未満となる場合を除く)、宿泊のためだけにかかる費用(食費、水光熱費、駐車場代、インターネット代等は含まない)を1日2500円を上限として補助
29	実習施設へ支払う実習委託料金額
30	交通費:原則として自己負担だが、自宅から実習施設までの距離が20kmを超えている場合は実費補助。宿泊費:宿泊を伴う実習の場合は、大学から宿泊先までの交通費(往復)および宿泊費(5,000円が上限)を補助している。
31	交通費等が合計8,000円を超えている場合、超えた額を補助。タクシー利用は実習施設までの補助。
32	宿泊費補助 1泊4,000円(上限)
33	交通費(バス借上げ)2,436,150円、その他(腸内細菌検査費)20,000円、PCR検査費(父母会補助)5,802,500円
34	実習交通費の補助(1年生のみ)
35	交通費として、一律3000円を支給
36	学外の実習施設への交通費について、自宅から大学までの通学平均金額(1,500円/日)を上回る金額を補助 遠方実習の場合には、事前申請に基づいて宿泊費の実費(一泊上限5,500円)を補助
37	1人1泊5,000円を上限に宿泊費を補助している。
38	一部の交通費
39	公共交通機関で1日で1500円を超えた場合の金額
40	後援会からの援助金として、各学科へ分配された金額を実習延べ週数で割り、実習1週あたりの金額を算出し、各学生が実習を実施した週数を掛けて分配金額を決定している。
41	交通費:公共交通機関での通学が難しい施設は最寄り駅から実習施設までのタクシーチケットを配布(上限なし)。 宿泊費:実習日前日の宿泊費を全額負担(上限なし)。

Q31. 2022年度の看護師養成のための実習経費等についてお伺いします。
 C. 看護学実習に対する学生への補助金の有無とその条件についてご記入ください。

具体的内容	
42	交通費:市内均一区間の1往復分を超える額 宿泊費:1泊4,500円までの額
43	遠隔地の実習先については、1泊1,000円を減じた金額の宿泊費を補助(上限4,000円)
44	始発を利用して実習施設の集合時間に間に合わない場合、宿泊費の一部を補助する。
45	1・2年生に実施する実習のみ交通費を全額支給する。
46	保護者会から交通費と宿泊費の助成有り。
47	宿泊費は本学が指定するホテルに宿泊した場合は、一人一泊あたり1,000円を補助している。交通費は、指定したホテルから実習先までに距離がある場合は、遅滞することがないように往路のみタクシー代を全額補助している。
48	実習を行う学生全員が看護学校総合補償制度「Will」に加入しており、その加入掛金の半額を大学が負担している。
49	宿泊費 4500円/泊
50	大学から20km以上かつ住居から30km以上の場合は、交通費または宿泊費を補助
51	実習地までへの学校からの送迎(送迎費用は徴収しない)
52	交通費や宿泊費の一部で、領域実習のその年ごとの実習施設等条件により変動する 全員へ実習ユニフォーム、シューズ、ステート
53	交通費 実習ごとに合計金額が3000円を超えた金額を補助
54	宿泊費用免除の条件 ①●●●地区のグループ施設で実施される実習 ②自宅から実習施設までの移動時間が公共交通機関を利用して1時間30分以上を要する場合 ③2日以上連続する実習
55	保健師課程のみ遠方に対し交通費・宿泊費補助
56	交通費 タクシー
57	交通費:自宅から実習先(通学定期区間外)の交通費について、1日あたり往復1,020円を超える分を大学が補填する。 宿泊費:自宅最寄駅から実習先までの通学時間が1時間30分を超える場合、かつ、●●駅から実習先まで25分以上かかる場合の宿泊費について、1泊あたり2,000円を超える分を大学が補填する。
58	宿泊費(1日上限5,000円)の半額
59	交通費
60	交通費・宿泊費について補助があり、宿泊費は自宅から実習先まで片道90分以上を要することが補助の条件となっている。1泊の補助上限は2,000円である。交通費の補助は、実習先施設と大学間の距離等を勘案して補助する。
61	実習施設までの交通費、宿泊が必要な施設での実習の場合の宿泊費。
62	宿泊費:①始発列車に乗車しても集合時間に間に合わない場合②通学時間が片道1時間30分以上を要する場合 条件:①・②いずれかに該当する学生は宿泊を認める
63	宿泊が必要な学生は1泊千円を徴収し、残額は大学が負担している
64	新型コロナウイルスに関して検査の実習受け入れ条件とされている施設で実習する学生には検査費用を上限2500円として補助している。
65	実習費への交通費や通学時間が規定を超える場合には、交通費の補助や宿泊費の補助の支援をしている
66	市外の実習の交通費および宿泊費の6割を大学が負担
67	後援会による実習時の交通費の一部補助
68	コロナ禍で家庭内や公共交通機関利用時の感染リスクが高い学生に対し、ホテル利用時に1泊3,000円の宿泊費を補助した。(主の臨地実習のみ)
69	交通費、宿泊費
70	実習施設への交通費として、公共交通機関やタクシーを利用することが妥当である場合、実費の半額を補助している。
71	遠方になった場合の宿泊費・交通費、全員のCOVID-19検査費用
72	自宅から実習施設までの通学時間が片道2時間を超える場合や始発に乗車しても集合時間に間に合わない場合は、宿泊施設の手配及び自宅から宿泊施設までの1往復分の交通費補助を行っている。また、新型コロナワクチンの接種の有無にかかわらず、実習施設からPCR検査を一律求められた場合は、原則として検査費を大学が負担している。
73	通学定期区間を除く、往復800円を超える交通費を補助する。
74	基礎看護学実習(1年次)に限り、附属病院を除く実習施設への移動に係るタクシー代を負担した。
75	交通費:自宅から実習施設への公共交通機関使用にかかる金額が、往復1500円以上の場合、上限1,500円で補助をしている。 通学経路上の駅を基点として片道30kmを超える地域での実習とする。 補助する旅費の種類は、宿泊費と交通費(鉄道賃・車賃)とする。
76	実習旅費補助の算定基準は、宿泊費は一泊5,000円とする。交通費は往復料金の65%とし、100円単位の端数が生じた場合は切り上げる。●●地域・●●県における実習については、自由席特急料金を別途補助する。宿舎と実習先間の交通費は補助の対象としない。なお、実習施設指定の宿舎等の場合は、宿泊費の実費を補助する
77	通学に1時間以上かかる場合は宿泊等を推奨する。宿泊費は上限6,000円。
78	交通費(1日1,000円を超えた額)、宿泊費(1日上限6,000円)
79	実習施設への交通費は加重平均の平均額以上の場合補助、感染症防止のための衛生備品と検査キッド購入経費、実習先が求める場合のPCR検査の費用全額
80	宿泊費用の半額補助

Q31. 2022年度の看護師養成のための実習経費等についてお伺いします。
F. 在宅看護実習に対する学生への補助金の有無とその条件についてご記入ください。

具体的内容	
1	後援会費から交通費及び宿泊費について一部補助がある。総額、50,000円を上限。 (交通費)必修科目に限り、公共交通機関の利用代金(主要駅-実習施設最寄り駅間)を補助 (宿泊費)総額、50,000円を上限に 一人当たり20,000円を超える宿泊費を支出額により傾斜配分(宿泊費に食事代が含まれる場合は朝食500円、夕食800円を除く)
2	交通費のみ補助(原則、公共交通機関の料金としている。)
3	学生の住居から最寄駅又はバス停を基準に、実習先施設までの交通費を後援会からの補助により支給している。なお、公共交通機関のみの利用(定期券区間を除く)とし、自家用車の利用は認めていない。ただし、路線がない場合は集合してタクシー乗車も可としている。
4	【交通費】 自家用車: 大学から実習施設間の移動及び宿泊先から実習施設間の移動について、本学で定める1km当たりのガソリン代を基に算出した金額を補助。ただし、有料道路使用料及び片道距離3km未満の場合の交通費は支給しない。 公共交通機関: 大学から実習施設間の移動、宿泊先から実習施設最寄り駅の往復、離島への往復フェリー料金、及び車両運搬費を補助。ただし、領収証があるもののみを対象とし、学割が利用できるものは学割料金とする。タクシー乗車料及び片道距離3km未満の場合の交通費は支給しない。離島への移動について、高速船、飛行機等の使用は妨げないがフェリー代金の支給となる。車両運搬費は1グループに1台のみ支給する。 【宿泊費】 素泊まり料金のみ補助する。駐車場代、食費等は支給しない。
5	・交通費実費の7割
6	交通費の一部を補助
7	PCR検査等補助、臨地実習前の移動制限のための宿泊費補助
8	現住所または保護者等住所から実習先までの往復交通費(1kmあたり25円)及び片道が50km以上の場合は宿泊費(1泊4,000円)を補助。
9	後援会から遠隔地への交通費・宿泊費の一部補助(適用に関する規定あり)
10	後援会加入者のみが対象。学生から申請があった交通費・宿泊費の実費額を後援会予算内の割合で分配する。
11	県内の遠隔地の施設にて実習を行った場合、保護者で構成される後援会から交通費または宿泊費を助成する。
12	宿泊費 1泊7,000円上限 交通費 自家用車: 走行距離1kmあたり20円(片道10km以内は対象外) 高速料金実費(30km以下は対象外) JR・バス: 実費 タクシー: 大学から2km以上の遠隔地で公共交通手段なく、自家用車の使用できない場合
13	交通費のうち高速道路利用料は後援会から助成している。
14	看護学実習の一部であるため、「C」に含まれる
15	1人1日あたり4,000円、1週5日まで宿泊費を補助。
16	距離、時間等により利用できる交通機関に限りがあるため、大学負担でバスやタクシーを手配したり、さらに遠方の場合には宿泊先を大学負担で手配している。
17	・A移動費、B滞在費の補助 ・A移動費は、自宅から実習先への移動費往復1回分の補助(上限無) ・B滞在費は、①宿泊費+②交通費を合わせて1日の上限が5,000円 ①宿泊費は、食費を除く宿泊代金、②交通費は、宿泊地(実家含む)～実習施設間の公共交通機関で通う交通運賃(タクシー対象外)
18	新型コロナウイルスに係るPCR検査及び抗原検査キット費用の補助
19	宿泊を伴う場合、1泊6,000円を補助
20	実習期間の全交通費(宿泊費含む)が2万円を超える場合、「(交通費-2万円)×0.8」を計算して算出された金額を補助する。
21	訪問看護ステーション利用者宅間の移動手段として、自転車レンタル代を補助している。
22	出発地は大学を基準とし、実習地が大学から概ね片道60km以上の遠隔地となる場合(学生居住地や実家から片道60km未満となる場合を除く)、宿泊のためだけにかかる費用(食費、水光熱費、駐車場代、インターネット代等は含まない)を1日2,500円を上限として補助
23	実習施設へ支払う実習委託料全額
24	交通費: 原則として自己負担だが、自宅から実習施設までの距離が20kmを超えている場合は実費補助。
25	交通費等が合計8,000円を超えている場合、超えた額を補助
26	宿泊費補助 1泊4,000円(上限)
27	PCR検査費(父母会補助)374,000円
28	実習交通費の補助(1年生のみ)
29	学外の実習施設への交通費について、自宅から大学までの通学平均金額(1,500円/日)を上回る金額を補助 遠方実習の場合には、事前申請に基づいて宿泊費の実費(1泊上限5,500円)を補助
30	1人1泊5,000円を上限に宿泊費を補助している。
31	交通費: 公共交通機関での通学が難しい施設は最寄り駅から実習施設までのタクシーチケットを配布(上限なし)。
32	交通費: 市内均一区間の1往復分を超える額 宿泊費: 1泊4,500円までの額
33	遠隔地の実習先については、1泊1,000円を減じた金額の宿泊費を補助(上限4,000円)
34	始発を利用して実習施設の集合時間に間に合わない場合、宿泊費の一部を補助する。
35	宿泊費 4500円/泊
36	大学から20km以上かつ住居から30km以上の場合は、交通費または宿泊費を補助
37	交通費 合計金額が3000円を超えた金額を補助
38	宿泊費用免除の条件 ①●●●●地区のグループ施設で実施される実習 ②自宅から実習施設までの移動時間が公共交通機関を利用して1時間30分以上を要する場合 ③2日以上の連続する実習
39	実習先が遠方のために宿泊が必要な場合、宿泊費は大学が支払っている。
40	交通費
41	交通費: 自宅から実習先(通学定期区間外)の交通費について、1日あたり往復1,020円を超える分を大学が補填する。 宿泊費: 自宅最寄駅から実習先までの通学時間が1時間30分を超える場合、かつ、●●駅から実習先まで25分以上かかる場合の宿泊費について、1泊あたり2,000円を超える分を大学が補填する。
42	宿泊費(1日上限5,000円)の半額
43	交通費
44	交通費・宿泊費について補助があり、宿泊費は自宅から実習先まで片道90分以上を要することが補助の条件となっている。1泊の補助上限は2,000円である。交通費の補助は、実習先施設と大学間の距離等を勘案して補助する。

Q31. 2022年度の看護師養成のための実習経費等についてお伺いします。
 F. 在宅看護実習に対する学生への補助金の有無とその条件についてご記入ください。

具体的内容	
45	実習施設までの交通費、宿泊が必要な施設での実習の場合の宿泊費。
46	交通費、宿泊費
47	実習施設への交通費として、公共交通機関やタクシーを利用することが妥当である場合、実費の半額を補助している。
48	遠方になった場合の宿泊費・交通費、全員のCOVID-19検査費用
49	自宅から実習施設までの通学時間が片道2時間を超える場合や始発に乘車しても集合時間に間に合わない場合は、宿泊施設の手配及び自宅から宿泊施設までの1往復分の交通費補助を行っている。また、新型コロナワクチンの接種の有無にかかわらず、実習施設からPCR検査を一律求められた場合は、原則として検査費を大学が負担している。
50	通学定期区間を除く、往復800円を超える交通費を補助する。
51	交通費：自宅から実習施設への公共交通機関使用にかかる金額が、往復1500円以上の場合、上限1,500円で補助をしている。 通学経路上の駅を基点として片道30kmを超える地域での実習とする。
52	補助する旅費の種類は、宿泊費と交通費(鉄道賃・車賃)とする。 実習旅費補助の算定基準は、宿泊費は一泊5,000円とする。交通費は往復料金の65%とし、100円単位の端数が生じた場合は切り上げる。●●地域・●●県における実習については、自由席特急料金を別途補助する。宿舍と実習先間の交通費は補助の対象としない。なお、実習施設指定の宿舍等の場合は、宿泊費の実費を補助する
53	交通費(1日1,000円を超えた額)、宿泊費(1日上限6,000円)
54	感染防止の衛生備品と検査キッド購入

Q32. 2022年度の保健師養成のための実習経費等についてお伺いします。
C. 保健師養成実習に対する学生への補助金の有無とその条件についてご記入ください。

具体的内容	
1	学外実習(市外)において、交通費は実費、宿泊を伴うものについては宿泊費を実費(1泊上限5,000円)支給している。
2	後援会費から交通費及び宿泊費について一部補助がある。
3	遠隔地での実習の際の宿泊費の一部を補助している。
4	交通費のみ補助(原則、公共交通機関の料金としている。)
5	学生の住居から最寄駅又はバス停を基準に、実習先施設までの交通費を後援会からの補助により支給している。なお、公共交通機関のみの利用(定期券区間を除く)とし、自家用車の利用は認めていない。ただし、路線がない場合は集合してタクシー乗車も可としている。
6	<p>【交通費】 自家用車: 大学から実習施設間の移動及び宿泊先から実習施設間の移動について、本学で定める1km当たりのガソリン代を基に算出した金額を補助。ただし、有料道路使用料及び片道距離3km未満の場合の交通費は支給しない。 公共交通機関: 大学から実習施設間の移動、宿泊先から実習施設最寄り駅の往復、離島への往復フェリー料金、及び車両運搬費を補助。ただし、領収証があるもののみを対象とし、学割が利用できるものは学割料金とする。タクシー乗車料及び片道距離3km未満の場合の交通費は支給しない。離島への移動について、高速船、飛行機等の使用は妨げないがフェリー代金の支給となる。車両運搬費は1グループに1台分のみ支給する。</p> <p>【宿泊費】 素泊まり料金のみ補助する。駐車場代、食費等は支給しない。</p>
7	・交通費実費の7割、宿泊費全額 ・小、中学校における実習時の給食費全額
8	遠方への実習に係る日当、宿泊費、交通費
9	PCR検査等補助、臨地実習前の移動制限のための宿泊費補助
10	宿泊費補助(上限1泊2,000円)
11	後援会から遠隔地への交通費・宿泊費の一部補助(適用に関する規定あり)
12	宿泊費用
13	県内の遠隔地の施設にて実習を行った場合、保護者で構成される後援会から交通費または宿泊費を助成する。
14	宿泊費 1泊7,000円上限 交通費 自家用車: 走行距離1kmあたり20円(片道10km以内は対象外) 高速料金実費(30km以下は対象外) JR・バス: 実費 タクシー: 大学から2km以上の遠隔地で公共交通手段なく、自家用車の使用できない場合
15	実習施設が遠方のため宿泊が必要と判断される学生に対し、宿泊費(実費)を補助している
16	距離、時間等により利用できる交通機関に限りがあるため、大学負担でバスやタクシーを手配したり、さらに遠方の場合には宿泊先を大学負担で手配している。
17	・A移動費、B滞在費の補助 ・A移動費は、自宅から実習先への移動費往復1回分の補助(上限無) ・B滞在費は、①宿泊費+②交通費を合わせて1日の上限が5,000円
18	新型コロナウイルスに係るPCR検査及び抗原検査キット費用の補助
19	後援会から1泊1,500円を上限とし、宿泊費の補助を行った。
20	宿泊を伴う場合、1泊6,000円を補助
21	学外臨地実習の交通費補助 ※上限は毎年見直しを行う
22	宿泊費素泊まり4500円×12泊分を基本とする。
23	宿泊費補助額として、1人1泊当たり3,000円を限度として支給している。
24	実習期間の全交通費(宿泊費含む)が1万円を超える場合、「(交通費-1万円)×0.8」を計算して算出された金額を補助する。
25	遠方実習の交通費・宿泊費を補助している。
26	出発地は大学を基準とし、実習地が大学から概ね片道60km以上の遠隔地となる場合(学生居住地や実家から片道60km未満となる場合を除く)、宿泊のためだけにかかる費用(食費、水光熱費、駐車場代、インターネット代等は含まない)を1日2500円を上限として補助
27	実習施設へ支払う実習委託料全額
28	宿泊費: 宿泊を伴う実習の場合は、宿泊費(5,000円が上限)を補助している。
29	学生が支出した交通費等を合計し、一人当たりの平均支出額の1/3程度を補助。宿泊費は1泊あたり上限6,000円を目途に、大学から実習施設までの公共交通機関を利用した場合の所要時間が片道2時間以上かかり、かつ宿泊を希望した場合や、諸事情で科目責任者が認めた場合、大学予算より支出する。
30	宿泊費補助 1泊4,000円(上限)
31	PCR検査費(父母会補助)649,000円
32	・実習に伴い、県内遠方の施設で宿泊した学生の宿泊施設利用費を補助 ・往復2000円を超える交通費について、2000円を差し引いた額を補助
33	交通費、宿泊費(上限5000円)、資料印刷費(2000円分カード配布)
34	宿泊費(片道1.5時間以上)、一泊 5000円程度
35	実習交通費の補助
36	学外の実習施設への交通費について、自宅から大学までの通学平均金額(1,500円/日)を上回る金額を補助 遠方実習の場合には、事前申請に基づいて宿泊費の実費(一泊上限5,500円)を補助
37	1人1泊6,000円を上限に宿泊費を補助している。また、実習先での現地移動について、公共交通機関での移動が難しい場合、タクシー代を補助している。
38	後援会からの援助金として、各学科へ分配された金額を実習延べ週数で割り、実習1週あたりの金額を算出し、各学生が実習を実施した週数を掛けて分配金額を決定している。
39	実習時間内における実習施設間移動に係る交通費
40	交通費: 実習施設からタクシーの利用要請があった場合のみタクシーチケットを配布。 (上限なし: 実習施設から公民館等への移動時など)
41	交通費: 市内均一区間の1往復分を超える額 宿泊費: 1泊4,000円までの額
42	遠隔地の実習先については、1泊1,000円を減じた金額の宿泊費を補助(上限4,000円)
43	始発を利用しても実習施設の集合時間に間に合わない場合、宿泊費の一部を補助する。
44	宿泊費(上限5,500円/泊)と交通費は実費を補助している。

Q32. 2022年度の保健師養成のための実習経費等についてお伺いします。
C. 保健師養成実習に対する学生への補助金の有無とその条件についてご記入ください。

具体的内容	
45	遠方の施設で実習を行う学生には、宿泊補助(1泊あたり7,000円)がある。
46	大学から20km以上かつ住居から30km以上の場合は、交通費または宿泊費を補助
47	実習施設までの移動用レンタカー借り上げ代金
48	看護総合実習として必修科目履修の場合のみ宿泊費が補助される。
49	交通費:合計金額が3000円を超えた金額を補助、宿泊費:シングル素泊まり料金額を補助
50	上限2,000円/泊で宿泊費の補助を行っている。
51	交通費、宿泊費
52	交通費:自宅から実習先(通学定期区間外)の交通費について、1日あたり往復1,020円を超える分を大学が補填する。なお、●●方面での実習は、片道1,020円(往復2,040円)を超える交通費を補填します。 宿泊費:自宅最寄駅から実習先までの通学時間が1時間30分を超える場合、かつ、●●駅から実習先まで25分以上かかる場合の宿泊費について、1泊あたり2,000円を超える分を大学が補填する。
53	対象学生に保健師養成実習費として10万円納入してもらい、交通費や宿泊費等は「実習旅費補助」として支出しています。なお、現在時点まで実習費を超えての補助はございません。
54	宿泊費(1日上限5,000円)の半額
55	履修費の中から還元し、交通費、宿泊費が支給される。
56	公共交通機関がなく、遠方の地域の宿泊費
57	実習先への交通費や通学時間が規定を超える場合には、交通費の補助や宿泊費の補助の支援をしている
58	市外の実習の交通費および宿泊費を大学が負担
59	交通費、宿泊費
60	実習施設への交通費として、公共交通機関やタクシーを利用することが妥当である場合、実費の半額を補助している。
61	自宅から実習施設までの通学時間が片道2時間を超える場合や始発に乗車しても集合時間に間に合わない場合は、宿泊施設の手配及び自宅から宿泊施設までの1往復分の交通費補助を行っている。また、新型コロナワクチンの接種の有無にかかわらず、実習施設からPCR検査を一律求められた場合は、原則として検査費を大学が負担している。
62	通学定期券使用区間以外の交通費ならびに学生の居住地から片道1時間30分以上の移動時間を要する施設の実習は、宿泊費(シングル素泊まり料金)を大学で負担した。
63	交通費:自宅から実習施設への公共交通機関使用にかかる金額が、往復1500円以上の場合、上限1,500円で補助をしている。
64	保健所で遠隔地になる可能性の補助(3,000円)
65	通学経路上の駅を基点として片道30kmを超える地域での実習とする。 補助する旅費の種類は、宿泊費と交通費(鉄道賃・車賃)とする。 実習旅費補助の算定基準は、宿泊費は一泊5,000円とする。交通費は往復料金の65%とし、100円単位の端数が生じた場合は切り上げる。●●地域・●●県における実習については、自由席特急料金を別途補助する。宿舎と実習先間の交通費は補助の対象としない。なお、実習施設指定の宿舎等の場合は、宿泊費の実費を補助する
66	遠方の実習施設で宿泊を伴う場合は一定額を補助
67	交通費(1日1,000円を超えた額)、宿泊費(1日上限6,000円)

Q33. 2022年度の助産師養成のための実習経費等についてお伺いします。
C. 助産師養成実習に対する学生への補助金の有無とその条件についてご記入ください。

具体的内容	
1	学外実習(市外)において、交通費は実費、宿泊を伴うものについては宿泊費を実費(1泊上限5,000円)支給している。
2	交通費のみ補助(原則、公共交通機関の料金としている。)
3	学生の住居から最寄駅又はバス停を基準に、実習先施設までの交通費を後援会からの補助により支給している。なお、公共交通機関のみの利用(定期券区間を除く)とし、自家用車の利用は認めていない。ただし、路線がない場合は集合してタクシー乗車も可としている。
4	<p>【交通費】 自家用車: 大学から実習施設間の移動及び宿泊先から実習施設間の移動について、本学で定める1km当たりのガソリン代を基に算出した金額を補助。ただし、有料道路使用料及び片道距離3km未満の場合の交通費は支給しない。 公共交通機関: 大学から実習施設間の移動、宿泊先から実習施設最寄り駅の往復、離島への往復フェリー料金、及び車両運搬費を補助。ただし、領収証があるもののみを対象とし、学割が利用できるものは学割料金とする。タクシー乗車料及び片道距離3km未満の場合の交通費は支給しない。離島への移動について、高速船、飛行機等の使用は妨げないがフェリー代金の支給となる。車両運搬費は1グループに1台分のみ支給する。</p> <p>【宿泊費】 素泊まり料金のみ補助する。駐車場代、食費等は支給しない。</p>
5	遠方の実習施設への交通費
6	宿泊費補助(上限1泊2,000円)
7	後援会から遠隔地への交通費・宿泊費の一部補助(適用に関する規定あり)
8	宿泊費用
9	県内の遠隔地の施設にて実習を行った場合、保護者で構成される後援会から交通費または宿泊費を助成する。
10	3万円を超える金額の交通費・宿泊料に対し、4万円を上限に補助する(後援会加入者のみ・在学中1回)。
11	距離、時間等により利用できる交通機関に限りがあるため、大学負担でバスやタクシーを手配したり、さらに遠方の場合には宿泊先を大学負担で手配している。
12	実習期間中の宿舍等借り上げについては、大学予算より支出(但し、光熱水費は学生負担)
13	1泊1,500円を上限とし、宿泊費の補助を行った。
14	実習期間の全交通費(宿泊費含む)が1万円を超える場合、「(交通費-1万円)×0.8」を計算して算出された金額を補助する。
15	遠方施設での宿泊費を補助している。
16	出発地は大学を基準とし、実習地が大学から概ね片道60km以上の遠隔地となる場合(学生居住地や実家から片道60km未満となる場合を除く)、宿泊のためだけにかかる費用(食費、水光熱費、駐車場代、インターネット代等は含まない)を1日2500円を上限として補助
17	実習委託料の一部(3週間分を上限)
18	宿泊費: 宿泊を伴う実習の場合は、宿泊費(5,000円が上限)を補助している。
19	・実習に伴い宿泊した学生の宿泊施設利用費を補助
20	助産学実習の補助(宿泊費・交通費)
21	交通費(新幹線)、宿泊(24時間待機時。日中であれば片道1.5時間以上)、一泊 5000円程度
22	宿泊費について全額補助を行っている。
23	始発を利用して実習施設の集合時間に間に合わない場合、宿泊費の一部を補助する。
24	助産所および実習施設近辺の宿泊費用、レンタル家電リース料、備品荷物の運搬費用を全て合算した金額の半額(50万円を限度)を補助する。
25	宿泊費等を一部大学が補助
26	対象学生に助産師養成実習費として30万円納入してもらい、交通費や宿泊費は「実習旅費補助」として支出しています。なお、現時点まで実習費を超えての補助はございません。
27	実習に行く交通費として年間上限20,000円を越えた分の実費
28	遠方になった場合の宿泊費・交通費、全員のCOVID-19検査費用
29	通学定期区間を除く、往復800円を超える交通費を補助する。
30	交通費については、県外実習施設への移動にかかる公共交通機関料金、夜間帯の分娩介助にかかるタクシー料金等、宿泊費については、県外実習施設に限り宿泊費(シングル素泊まり料金)を大学で負担した。

Q34. 2022年度の養護教諭1種養成のための実習経費等についてお伺いします。
C. 養護教諭1種養成実習に対する学生への補助金の有無とその条件についてご記入ください。

具体的内容

【交通費】

1 自家用車：大学から実習施設間の移動及び宿泊先から実習施設間の移動について、本学で定める1km当たりのガソリン代を基に算出した金額を補助。ただし、有料道路使用料及び片道距離3km未満の場合の交通費は支給しない。

公共交通機関：大学から実習施設間の移動、宿泊先から実習施設最寄り駅の往復、離島への往復フェリー料金、及び車両運搬費を補助。ただし、領収証があるもののみを対象とし、学割が利用できるものは学割料金とする。タクシー乗車料及び片道距離3km未満の場合の交通費は支給しない。離島への移動について、高速船、飛行機等の使用は妨げないがフェリー代金の支給となる。車両運搬費は1グループに1台分のみ支給する。

【宿泊費】

素泊まり料金のみ補助する。駐車場代、食費等は支給しない。

2 実習期間の全交通費(宿泊費含む)が1万円を超える場合、「(交通費-1万円)×0.8」を計算して算出された金額を補助する。

Q36. 本調査に関するご意見、ご要望がありましたらご記入ください。

1	<p>結果のご報告をお待ちしております。どうぞよろしく願いたします。</p> <p>学生 受入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私費外国人留学生学資援助金として、学部・修士・博士2年生以上で、地域交流の参加を条件に、奨学金を学内で公募。 ・交換留学生、国費留学生および一部の私費留学生に、留学期間中キャンパス内にある留学生寮「●●大学国際交流会館」の居室を用意。(宿泊費・光熱費は学生の個人負担) ・交換留学生の入学検定料、入学金、授業料は協定に基づき原則、不徴収。 <p>学生 派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期留学(派遣)奨学金:学術交流協定を締結している外国の大学へ留学する学生(交換留学)を対象とし、月額4万円若しくは一括15万円又は10万円を給付 ・短期海外研修奨学金:外国の高等教育機関等で6か月未満の短期研修を行う学生を対象とし、1件9万円を上限に給付 ・パロー・Vドラッグ 海外研修奨学金:海外の大学、研究機関及びこれに準ずる機関において単位取得又は専門の研究を行う大学院生を対象とし、授業料・登録料・渡航費(上限30万円)及び滞在費(月額8~12万円)を給付 ・交換留学の留学期間が●●大学の学期を超える場合、当該学期の授業料を免除している。 <p>教員 受入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人研究者用の宿舍の提供 <p>2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協定校からの外国人研究者の受入を行う教員への経済的支援(助成金) ・コロナ化後の連携強化を図る協定校外国人研究者の受入を行う教員への経済的支援(助成金) <p>教員 派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本学との協定校に渡航する教員を対象にした経済的支援(助成金) ・本学若手・中堅教員の海外研究機関との共同研究を対象にした経済的支援(助成金) ・協定校とコロナ化後の連携強化を図る教員への経済的支援(助成金) <p>14-Q26-I※1</p> <p>全領域の教員が担当する地域生活体験実習では、受け入れ先の自治体との調整が多岐にわたるだけでなく、天候によって左右される行事もあるため、全体的な調整の難しさがあります。一度の行事にたくさんの学生が参加できる内容だと容易になりますが、新型コロナウイルス感染症への対応もあり、参加形態と継続性が課題となります。</p> <p>15-Q27-F※「その他の課題」</p> <p>一部の実習施設から助産師教育のカリキュラム構成や指導方針にまで介入するような発言があり、「指導の在り方を改めなければ、次年度の実習を受け入れない」と言われた。大学の教育方針やミッション、教育する側の責任を理解いただき、施設側に冷静に対応していただきたかった。</p>
3	<p>平素より大変お世話になっております。本調査は、日本看護系大学協議会の会員校としても、経年的に看護系大学の実態を把握するうえで重要である認識しております。今後も継続して調査を進めて頂くにあたり、幾つか回答側の状況をお伝えさせていただきます。まず、回答にあたり、調査項目の大半は、大学の事務部門に詳細を確認しております。本学の場合、事務部門が細分化しており、関係各所に確認をしながら入力を行いました。また、調査時期は、後期の講義や実習等と重複するため、看護教員と事務部門との調整に難航致しました。また、調査にご協力をいただいた関係各所からは、調査結果のフィードバックの要望もお聞きしております。以上のことから、今後の調査をご検討される際に、ご配慮頂けますと幸甚に存じます。</p>
4	<p>Q14 修士課程/博士前期、博士後期課程について</p> <p>保健学専攻の看護学コース、放射線技術科学コース、検査技術科学コース全体での定員であり、看護学コースとしての定員は定めておりませんので、入学定員については空欄にいたしました。</p>
5	<p>Q35 「年間総勤務日数」を算出することが困難であることから、便宜上、「年間総勤務時間数」として記載しております。</p>
6	<p>Q28-Aの「その他」は、保険費用5,370円及び後援会費用58,000円の合計です。</p>
7	<p>初年度学納金について</p> <p>入学金 ⇒ 県外在住者564,000円、県内在住者282,000円</p> <p>入学金、授業料は学部・大学院とも同額である。</p>
8	<p>Q14 修士課程・博士前期及び博士後期課程院生の入学定員について</p> <p>募集人員は●●●●研究科全体で博士前期課程20名、後期課程5名としており、看護領域の入学定員は定めていない。</p> <p>Q28A並びにQ28Bの入学金については、県外の者の金額を記載しており、県内の者の場合は226,000円となります。</p>
9	<p>○追加情報</p> <p>Q28中、AとBの入学金について、県内在住の場合は、141,000円となっています。</p>
10	<p>入学志願者数は、男女別集計していませんので、女性にすべて含まれます。</p> <p>1年前の状況は、把握が難しい項目があります。</p> <p>実習補助教員は、年間契約の特任職員として雇用していますので、時間の計算はできません。</p>
11	<p>Q28-A,B</p> <p>・県内在住者の入学金は211,500円です。</p>
12	<p>【追加情報】</p> <p>・学部入学試験の志願時に性別を確認していないため、全員「女」に入力している</p> <p>・入学金:県内の者は282,000円</p>
13	<p>実習施設の実習委託費が、徐々に上がっている。多様な施設での実習を拡大する中で、実習費の金額の幅はさらに広がっている。大学の予算にも関わるため、学生1名あたりの1日実習費の金額の現状把握や、学生からの実習費の徴収などについても現状把握を行い、今後の検討につなげていけると良いと思われる。</p>
14	<p>県内出身者の入学金(学部) 282,000円</p> <p>県内出身者の入学金(大学院) 282,000円</p>
15	<p>コロナ禍が収束となりましたが、まだ、看護学実習においては、コロナ禍前には戻っていないこともあり、引き続き実習への工夫が求められます。このため、更なる実習先との連携・協働の強化を図り、教育方法や指導体制を充実させる必要があります。</p>
16	<p>【Q35補足】博士前期課程(修士)TAの時給額は、2022年4月~10月までは827円、10月以降は857円ですが、記載欄が1つのため827円としています。</p>
17	<p>Q28Iについて、入学金は●●県の住民である場合、188,000円になります。</p>
18	<p>Q28Aについては、学納金の他に委託徴収金90,000円(父母会入会金60,000円、年会費20,000円及び同窓会費10,000円)が必要。</p> <p>Q31C、Q32Cについては、父母会からの補助。</p>
19	<p>Q27について、養護教諭一種課程の定員は定められていないため、3年生の履修者数を記載しました。</p>
20	<p>この調査にあたり、事務関係関連部署(本学でいえば、総務課、人事課、学術振興課、就職・実習支援課など)に確認せねばならないことも多いため、調査自体を大学本体へ依頼していただくと、事務サイドでの作業になります(情報もお持ちです)ので助かります。学科長への依頼となりますと、学科長が主体で各所への確認作業となりますので、その点を考慮してくださると助かります。</p>

Q36. 本調査に関するご意見、ご要望がありましたらご記入ください。

21	Q14 各コースは定員の定めがなく、合計人数には各コース合算の人数を回答
22	Q31.C.F,Q32.Cの補助の資金源は後援会
23	<ul style="list-style-type: none"> ・●●キャンパス短期留学奨学特待生制度 ●●大学●●キャンパス短期留学の参加条件を満たす1～3年次の正規課程在学中で、応募時点でIELTS Academicの各技能で5.5以上の英語力保持者を対象に語学学校費40万円を上限・IELTS受験料を2回までを上限として免除する制度。(Q23H) ・短期留学生奨学金貸付制度 留学プログラムに参加する学生に50万円を上限として貸し付ける制度。(Q23H) ・大学院に進学する学内出身者等に対して、入学金を免除しています。(Q28B)
24	<ul style="list-style-type: none"> ・結果の公開及び国の施策への反映に使用してください。 ・Q31-Aについて、非常勤教員の勤務総日数は、2,588.5H(日数では算出不可のため)
25	Q14の編入学生の入学定員は若干名のため「0」と入力。
26	Q31-33 大学から20km以上離れている所定地域の実習施設が助成対象。公共交通機関を利用した場合、大学からの実習施設最寄り駅・バス停までの交通費を半額とし、1日につき2,000円を上限に助成・自家用車を利用した場合、大学から実施施設までのガソリン代同額(大学の基準で算出)とし、1日につき2,000円を上限に助成。有料宿泊施設に宿泊した場合、1泊につき3,000円を上限として助成(ただし助産師選択コースの宿泊費は無料)
27	「令和4年度の文部科学省学校基本調査を参考に回答ください」と記載された設問が複数ありましたが、学校基本調査の資料からは回答が難しい項目が多かったように思います。
28	設問No.Q32-A、保健師養成実習施設数について、●●市(政令指定都市)の保健所は、福祉事務所と保健所機能を併せ持つため、「その他」でカウントしています。
29	非常に質問事項が多く、多大な時間を要します。昨年も記載をいたしましたが、各年にする等ご配慮をお願いします。または、昨年度の物がすでに入力されていて、それを修正するなど検討をお願いいたします。
30	Q31B-E、Q32B「非常勤教員・実習補助員の時間給」については、回答を控えさせていただきます。
31	Q7-Hの設問につきまして:養護教諭1種課程の定員は定めていないため、入学時に養護教諭一種免許状の資格取得を希望すると登録した人数を記載しております。(ですので、看護師資格取得に専念するため途中で辞退した学生や、単位が取得できなかったりGPAでのふるいにかかり、現時点では取得を目指していない学生の数も含まれております)
32	12月22日(金)まで実習がびっちり詰まっているため、12月末の締切だとありがたいのが実状です。データは多くの部署に声をかけて集めましたが、集まらなかったところが抜けてしまっていて申し訳ありません。
33	10月10日に送付されたとのことでしたが、大学に届いたのは16日でした。それから5日間でのアンケート調査は、他部門にも回答をお願いするため厳しいと感じました。
34	Q24-Bについて、発生の有無および内容については、公表しないこととしています。
35	■Q23-B 看護系の学部・学科、大学院の国際交流協定校・施設の学校数(施設数)について、本学では1か国で複数の交流校を有しておりますため国名カナダ他54か国91校となっております。何卒よろしくお願ひ申し上げます。
36	<ul style="list-style-type: none"> ・●●キャンパス短期留学奨学特待生制度 ●●大学●●キャンパス短期留学の参加条件を満たす1～3年次の正規課程在学中で、応募時点でIELTS Academicの各技能で5.5以上の英語力保持者を対象に語学学校費40万円を上限・IELTS受験料を2回までを上限として免除する制度。(Q23H) ・短期留学生奨学金貸付制度 留学プログラムに参加する学生に50万円を上限として貸し付ける制度。(Q23H) ・助産別科に進学する学内出身者等については、入学金を免除しています。(Q28)
37	毎年実施でなくてもよいと思います。
38	Q14の編入生につきましては、定数は決まっていなく若干名という募集になっております。
39	【保健師課程:2024年度開講】 ※保健師課程は2022年度に新設し、現在学年進行中。
40	Q26-I「看護系課程に関わる臨地実習について課題や問題はありますかの設問において、看護学領域のその他が1行しかなく、地域看護学及び養教養成課程のうち1つしか書けませんでした。
41	Q26.I「看護系課程に関わる臨地実習について課題や問題はありますか。」について、2022年度は「基礎看護学実習Ⅰ・Ⅱ」のみの実施となり、3年次の領域別実習は未実施となりますが、現時点、各領域で把握している課題や問題を回答します。 Q31について、2022年度は上記同様で「基礎看護学実習Ⅰ・Ⅱ」のみ実施であるため、当該実習についてののみ回答します。
42	【昨年度のコメント参考まで】志願者総数の男女内訳について、時代にもそぐわないので、総数報告のみにしていただきたい。
43	教員の年齢とか学位とか、個人情報で調査するのが大変です。